

令和 4 年 12 月定例会

委 員 会 会 議 録

〔 総 務 文 教 常 任 委 員 会
建 設 環 境 常 任 委 員 会
健 康 福 祉 常 任 委 員 会 〕

行 田 市 議 会

令和4年12月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（12月12日）

付託案件	1
出席委員（7名）	3
欠席委員（0名）	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開 会（午前 9時29分）	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議案第83号について	4
議案第83号の質疑	5
議案第83号の討論、採決	11
休 憩（午前 9時51分）	11
再 開（午前 9時53分）	11
議案第84号について	11
議案第84号の質疑	12
議案第84号の討論、採決	15
休 憩（午前10時06分）	15
再 開（午前10時08分）	15
議案第85号について	15
議案第85号の質疑	16
議案第85号の討論、採決	21
休 憩（午前10時24分）	21
再 開（午前10時27分）	21
議案第69号について	21

議案第 6 9 号の質疑	2 2
休 憩（午前 1 0 時 4 0 分）	2 5
再 開（午前 1 0 時 5 4 分）	2 5
議案第 6 9 号について	2 6
議案第 6 9 号の質疑	2 8
休 憩（午前 1 1 時 2 5 分）	3 6
再 開（午前 1 1 時 2 6 分）	3 6
議案第 8 6 号について	3 6
議案第 8 6 号の質疑	3 7
議案第 8 6 号の討論、採決	3 9
休 憩（午前 1 1 時 3 5 分）	4 0
再 開（午前 1 1 時 3 9 分）	4 0
議案第 7 4 号について	4 0
議案第 7 4 号の質疑	4 3
議案第 7 4 号の討論	4 6
議案第 7 4 号の採決	4 8
休 憩（午後 0 時 0 2 分）	4 8
再 開（午後 0 時 5 9 分）	4 8
議案第 7 8 号及び議案第 7 9 号について	4 8
議案第 7 8 号及び議案第 7 9 号の質疑	4 9
議案第 7 8 号及び議案第 7 9 号の討論、採決	5 5
休 憩（午後 1 時 2 0 分）	5 6
再 開（午後 1 時 2 2 分）	5 6
議案第 7 5 号について	5 6
議案第 7 5 号の質疑	6 1

議案第 7 5 号の討論、採決	6 6
休 憩（午後 2 時 0 2 分）	6 6
再 開（午後 2 時 0 3 分）	6 6
発言の申出	6 6
休 憩（午後 2 時 1 0 分）	6 9
再 開（午後 2 時 1 2 分）	6 9
議案第 6 9 号について	6 9
議案第 6 9 号の質疑	7 0
議案第 6 9 号の討論、採決	7 2
休 憩（午後 2 時 1 9 分）	7 3
再 開（午後 2 時 2 0 分）	7 3
閉会の宣告	7 3
閉 会（午後 2 時 2 2 分）	7 3
署名委員	7 5



◎建設環境常任委員会（1 2 月 8 日）

付託案件	7 7
出席委員（6 名）	7 8
欠席委員（0 名）	7 8
説明のため出席した者	7 8
事務局職員出席者	7 8
開 会（午前 9 時 2 9 分）	7 9
開会の宣告	7 9
開議の宣告	7 9
議案第 7 2 号について	8 0

議案第 7 2 号の質疑	8 1
議案第 7 2 号の討論、採決	8 3
休 憩（午前 9 時 4 2 分）	8 3
再 開（午前 9 時 4 5 分）	8 3
議案第 7 7 号について	8 4
議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	8 5
休 憩（午前 9 時 5 5 分）	8 6
再 開（午前 9 時 5 7 分）	8 6
議案第 8 2 号について	8 6
議案第 8 2 号の質疑	8 7
議案第 8 2 号の討論、採決	9 3
休 憩（午前 1 0 時 1 7 分）	9 3
再 開（午前 1 0 時 1 8 分）	9 3
議案第 6 9 号について	9 3
議案第 6 9 号の質疑	9 4
休 憩（午前 1 0 時 2 2 分）	9 5
再 開（午前 1 0 時 3 3 分）	9 5
議案第 7 6 号について	9 6
議案第 7 6 号の質疑	9 8
議案第 7 6 号の討論	1 1 2
議案第 7 6 号の採決	1 1 3
休 憩（午前 1 1 時 2 0 分）	1 1 3
再 開（午前 1 1 時 2 1 分）	1 1 4
議案第 8 6 号について	1 1 4
議案第 8 6 号の質疑	1 1 4

議案第 8 6 号の討論、採決	1 1 6
休 憩（午前 1 1 時 2 8 分）	1 1 7
再 開（午前 1 1 時 3 1 分）	1 1 7
議案第 6 9 号について	1 1 7
議案第 6 9 号の質疑	1 1 8
休 憩（午前 1 1 時 3 4 分）	1 1 8
再 開（午前 1 1 時 4 1 分）	1 1 8
議案第 8 0 号について	1 1 9
議案第 8 0 号の質疑	1 2 0
議案第 8 0 号の討論、採決	1 2 5
休 憩（午前 1 1 時 5 9 分）	1 2 5
再 開（午前 1 1 時 5 9 分）	1 2 5
議案第 6 9 号について	1 2 6
議案第 6 9 号の質疑	1 2 7
議案第 6 9 号の討論、採決	1 2 8
閉会の宣告	1 2 9
閉 会（午後 0 時 0 8 分）	1 2 9
署名委員	1 3 1



◎健康福祉常任委員会（1 2 月 9 日）

付託案件	1 3 3
出席委員（7 名）	1 3 4
欠席委員（0 名）	1 3 4
説明のため出席した者	1 3 4
事務局職員出席者	1 3 4

開 会（午前 9時29分）	1 3 5
開会の宣告.....	1 3 5
開議の宣告.....	1 3 6
議案第70号について.....	1 3 6
議案第70号の質疑.....	1 3 7
議案第70号の討論、採決.....	1 3 9
休 憩（午前 9時47分）	1 3 9

再 開（午前 9時49分）	1 3 9
議案第81号について.....	1 4 0
議案第81号の質疑.....	1 4 0
議案第81号の討論、採決.....	1 4 2
休 憩（午前 9時58分）	1 4 2

再 開（午前10時06分）	1 4 2
議案第69号について.....	1 4 2
議案第69号の質疑.....	1 4 5
議案第69号の討論、採決.....	1 5 3
休 憩（午前10時48分）	1 5 3

再 開（午前10時51分）	1 5 3
議案第86号について.....	1 5 4
議案第86号の質疑.....	1 5 4
議案第86号の討論、採決.....	1 5 6
閉会の宣告.....	1 5 7
閉 会（午前11時01分）	1 5 7
署名委員.....	1 5 9

総 務 文 教 常 任 委 員 会

1 2 月 1 2 日 (月 曜 日)

令和４年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和４年１２月１２日（月曜日）
- 開催場所 第２委員会室
- 付議事件 議案第６９号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第９回）
議案第７４号 行田市個人情報の保護に関する法律施行条例
議案第７５号 行田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
議案第７８号 市の境界変更について
議案第７９号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
議案第８３号 指定管理者の指定について（行田市産業文化会館及び行田市商工センター）
議案第８４号 指定管理者の指定について（行田市はにわの館）
議案第８５号 指定管理者の指定について（行田市体育施設並びに行田市総公園及び行田市富士見公園）
議案第８６号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第１０回）
- 審査日程 【教育委員会】
議案第８３号 指定管理者の指定について（行田市産業文化会館及び行田市商工センター）
議案第８４号 指定管理者の指定について（行田市はにわの館）
議案第８５号 指定管理者の指定について（行田市体育施設並びに行田市総公園及び行田市富士見公園）
議案第６９号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第９回）
- 【総合政策部】
議案第６９号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第９回）
議案第８６号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第１０回）
- 【総務部】
議案第７４号 行田市個人情報の保護に関する法律施行条例
議案第７８号 市の境界変更について
議案第７９号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
議案第７５号 行田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 69 号 令和 4 年度行田市一般会計補正予算（第 9 回）

○出席委員（7名）

委員 長	加 藤 誠 一	委員	3 番	齊 藤 博 美	委員
副 委 員 長	福 島 と も お	委員	4 番	香 川 宏 行	委員
1 番	高 澤 克 芳	委員	5 番	江 川 直 一	委員
2 番	細 谷 美 恵 子	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

渡 邊 直 毅	総 合 政 策 部 長
島 田 あ か ね	総 合 政 策 部 次 長 兼
川 上 清	企 画 政 策 課 長
石 川 学	広 報 広 聴 課 長
横 田 英 利	財 産 管 理 課 長
菅 原 広 志	総 務 部 長
松 田 正	総 務 課 長 兼
吉 田 明 夫	選 挙 管 理 委 員 会 長
小 池 義 憲	書 記 長
石 崎 昌 稔	人 事 課 長
野 口 啓 司	税 務 課 長
嶋 村 理 彦	教 育 部 長
岡 部 将 弘	教 育 部 次 長 兼
森 原 秀 敏	教 育 指 導 課 長
間 宮 秀 昭	生 涯 学 習
寺 田 定 弘	ス ポ ー ツ 課 長
藤 野 賢 哉	教 育 部 副 参 事
	(学 務 ・ 指 導 担 当)
	教 育 部 副 参 事
	環 境 経 済 部 次 長 兼
	商 工 観 光 課 長
	農 政 課 長
	都 市 計 画 課 長
	都 市 整 備 部 副 参 事

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、審議中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

これより審査に入ります。委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、お願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は、議案9件であります。審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 それでは、まず、教育委員会所管の議案について審査を行います。

初めに、小池教育部長、ご挨拶をお願いいたします。

○教育部長 本日は、総務文教常任委員会ということで、加藤委員長をはじめといたしまして、総務文教常任委員の皆様には、日頃より市政の推進に多大なるご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

さて、本日教育委員会が提出しております議案につきましてご審議いただきますが、内容につきましては、こちらの審査日程にありますように、議案第83号ないし第85号、指定管理者の指定について、それと議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）に関することとなります。何とぞ慎重なるご審議、ご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

△議案第83号について

○委員長 初めに、議案第83号 指定管理者の指定について（行田市産業文化会館及び行田市

商工センター)を議題とし、執行部の説明を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長、お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 改めまして、おはようございます。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第83号 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の139ページをお願いいたします。

本案は、行田市産業文化会館及び行田市商工センターの2施設の指定管理について、令和4年度末をもって現在の指定管理期間が満了を迎えることから、令和5年度以降の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は、行田市産業文化会館と行田市商工センターでございます。

指定管理者として指定するものは、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団でございます。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

指定管理業務の概要でございますが、2施設の維持管理及び施設利用の許可に関する業務を行わせるものでございます。

今回の指定に当たりましては、令和4年7月20日から同年8月31日まで指定管理者の公募を実施したところ、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団を含む2者から応募がございました。当該応募に関わる書類及びプレゼンテーション内容等について、行田市産業文化会館及び行田市商工センター指定管理者選定委員会において審査を行った結果、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団を指定管理者の候補者として決定したものでございます。

本案について議決をいただいた後は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に対して指定の旨を通知するとともに、基本協定を締結し、令和5年4月1日から管理運営を開始する予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第83号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。商工センターについては森原商工観光課長に出席をいた

だいております。

それでは、質疑のある方は挙手お願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 今、商工観光課長が来ていただいているように、商工センターは環境経済部商工観光課の管轄で、産業文化会館は教育委員会の生涯学習スポーツ課ということですが、まず1点として、部が違うのに、なぜ一括で指定管理者の公募をするのか。今までの経緯も含めて、分ける必要はないのかということで質疑したいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

森原商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

こちらにつきましては、確かに、委員おっしゃるように、所管する部は異なっております。こうした中で、こちらの選考委員会におきまして今回の指定管理に向けた在り方を検討した結果、産業文化会館及び商工センターにつきましては、施設の性格が同様である、貸し館メイン、舞台などを生かしていろいろな興行を行う施設ということで性格が似ている。それから意味で、2館一緒にした効率的な運営管理が可能であるといったしまして、一括としたものでございます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 確かに、産業文化会館というのは、ほぼ貸し館業なので、いきいき財団がやることに對しては異義がないのですけれども、やはり、そもそもの目的というのはどのようなのでしょうか。性格が似ているということがありましたけれども、目的は違うのではないかと。だからこそ、部が分かれているのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょう。

○委員長 小池教育部長。

○教育部長 お答えいたします。

来年度からの指定管理者の導入に当たりましては、庁内で検討委員会を重ねて決まった内容なんです、21施設ある中で、先ほど森原次長からありましたように、性格が似ているような施設はできるだけまとめようということで、商工センターと産業文化会館を一つにしました。そのほか、この後出てきますけれども、体育施設と公園施設についても一つにまとめるということで、21施設を6つの分類に分けたところです。その中で、公募をかけたのはそのうち5つということで、決まりまして、確かに、部が異なる部分はあるんですが、効率的に

運営できるのではないかとということで、そのように決まったところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 商工センターの駐車場に関してお聞きしたいのですが、この駐車場は土地開発公社のものであると認識していますけれども、管理は、いきいき財団が一体で管理するというのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

森原商工観光課長。

○商工観光課長 確かに、委員がおっしゃるとおり土地開発公社のものなのですが、施設の一体管理ということで、今回指定管理者に指定しようとする団体が併せて管理するものでございます。

以上です。

○3番 齊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

香川委員。

○4番 香川委員 公募されて、2者の応募があったということですが、それに基づいてヒアリングや書類審査を行ってきた。そして、産業・文化・スポーツいきいき財団が候補となったということですが、もう1者というのは、どのようなところが応募され、最終的にこの財団に決まったということは、どんな決定的なものがあったのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

森原商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

今回、2者応募があつて、1者につきましてはいきいき財団、もう1者につきましては、他市でも同様に指定管理の実績がある団体が応募したところでございます。こちらにつきましては、実績も相当、ほかでも同様の、行田市でいいます産業文化会館といった会館について、県内をはじめ、全国的に指定管理を受けて維持管理等を実施している団体でございます。

審査の結果、最終的にどこが優れていたのかということですが、これは、内容点と価格点に分けて審査を行いまして、実際のところ、内容点については、いきいき財団ではないもう1者のほうが若干上回っておりました。あと価格点については、この2者の提案してきた指定管理料に相当金額の開きがございまして、そうしたところで、内容点ではほぼ同様

だったのですけれども、5年間の指定管理の期間において相当金額に差がありますので、それであれば、安価で提案したいいきいき財団をということで、審査の結果となったものでございます。

以上です。

○委員長 香川委員、どうでしょうか。

○4番 香川委員 結構です。

○委員長 他に質疑は。

細谷委員。

○2番 細谷委員 この2つの施設、産文と商工センターの両方をいきいき財団でということですから、いきいき財団の内容について、私の知らないところを教えていただきたい。

まず、財団の人数はどれだけいるのか、産文と商工センターに配置する人員はどれだけなのか、そして、それぞれがどのような仕事をして管理をするのか。そもそも、管理とはどのような業務があるのかについて教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

森原商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

いきいき財団につきましては、今回の応募以外にも、過去においても行田市の観光施設について指定管理を受けている実績がございます。

それと、人員体制についてですけれども、こちらは、今回の応募で提案してきた内容につきまして、まず、常勤の職員が5名でございます。それと、パートタイムの方が8名でございます。そういったところで、商工センターと産業文化会館の両施設を併せて運営ということで提案がございました。なお、こちらの正職員を中心に、新しい実施事業等を幾つかご提案いただいております。そういったところで、2つの館を併せて、効率的な運営がなされるものでございます。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 私が聞いているのは、いきいき財団としての総員は何人ですかということ聞いています。それと、2施設を今も管理していますし、新しい提案があったということですから、その具体的な話を教えていただきたいということです。常勤が5名、パートが8名、それで2施設を回すということ。そこは分かりましたけれども、そもそも、財団に

何人の職員がいらっしゃるかということと、それから、今後管理としてどのようなことをしていくのか、具体的なことを教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 お答え申し上げます。

まず、いきいき財団そのものの職員の数ということですが、内訳が、パート・アルバイトを含んで105人ということをごこちらの提案の中でいただいております。

新しい提案内容等につきましては、今管理委託をしている、特に委託に関して、自前で清掃等の作業を行ったりするということで、経費の節減等に努めていくという提案をいただいております。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 商工センターにつきましては、新たな提案ということで、地域住民を巻き込んだ、例えば、行田の魅力満載物産販売会 in 行田というのをやっているのですけれども、こちらは、今回の新たな事業といたしまして、地域の商店さんなどと連携して行田の特産物等を販売するイベントを開催し地場産業の活性化を図るといったもの、あとは、館内に入っている商工会議所等と連携いたしまして、市内企業にご協力いただいた出前事業というふうには、これまで財団のほうでは行ってこなかった新たな事業を複数ご提案いただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 提案したということは分かったのですけれども、そもそも何をしているのかというのがまだよく分からなかったのですけれども、今何をしているのか、それにプラスして新しい提案があった。新しい提案は分かるのですが、今何をしているのかというのをもう一回教えてください。

それと、総職員、パート・アルバイトを含む105人、パート・アルバイトを含めないと何人なんですか。そこが分からないし、ほかにもいきいき財団が管理している施設がありますけれども、アルバイトの方というか、シルバー人材の方を使ったりしていますので、実態がよく分からないのです。ですから、現在管理していただいているのもいきいき財団ですので、そのあたりがよく分からないので、どういう構成になっているのか。パート・アルバイトを含んで105人というのですけれども、職員は何人いるのかというのが分かりません。プラスし

て新しい提案があったということは分かりましたが、今何をしているのか、職員が何人いるのか、そこをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

森原課長。

○商工観光課長 今何をしているのかということについて、商工センターにつきましては、館の管理業務が主なものでございます。管理に際しまして、委託している館の専門的な知識を持つ管理業者等と連携しながら、日々の施設の点検、利用者の方々に対する貸出しの調整等を行っております。あとは、複数の実施事業を行ったところでございます。ただし、実施事業につきましては、ここ数年、コロナの影響で、企画はしたのですが、開催できないものがほとんどであったということを申し添えます。

それと、2つ目のパート・アルバイトの総数の内訳でございますけれども、こちらについては、組織の中で細かな資料が手元にございません。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 パート・アルバイトの内訳を聞いているのではなくて、いきいき財団を承認するかどうかなので、いきいき財団の実態を知りたいと思ひまして、職員は何人いるのですかと聞いているのです。パート・アルバイトの数というのは変動するのでしょうか、そこを聞いているのではなくて、私は、先ほどから、職員は何人いらっしゃるのですかと聞いています。

今、商工センターに関して答弁いただいたんですけれども、館の管理、施設点検、そして複数の実施事業ということでした。これにプラスして、もう一つの産文のほうも、これから自前で清掃作業もしていくという提案があったということは分かりましたけれども、いきいき財団の実態、パート・アルバイトを含んで105人というのでは分かりませんから、職員を何人抱えているのかというところを教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 大変申し訳ございません。

令和4年3月31日現在で提出されております財団からの資料の中で、職員は17名でございます。そのほかにつきましては、先ほどの内訳の中に該当してくるものと思っております。産業文化会館につきましては、商工センターと同様に、職員の配置が提案されたわけでござ

います。業務的には、商工センターと同様で、貸し館業務に関しての調整、そして、文化芸術振興事業に関わる事業計画に基づいた実施という形が今まででございまして、今回につきましても、先ほどの委託の新しいもの等が提案された中でおるところでございます。

以上です。

○委員長 17名というのは、先ほど申し上げていただいた105名の中に入っているんですか。

○生涯学習スポーツ課長 そのようになります。

○委員長 細谷委員、よろしいですか。

他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第83号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございませんので、これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第83号 指定管理者の指定について（行田市産業文化会館及び行田市商工センター）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 51分 休憩

午前 9時 53分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第84号について

○委員長 次に、議案第84号 指定管理者の指定について（行田市はにわの館）を議題とし、執行部の説明を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、議案第84号 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の140ページをお願いいたします。

本案は、行田市はにわの館の指定管理について、令和4年度末をもって現在の指定管理期間が満了を迎えることから、令和5年度以降の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は、行田市はにわの館でございます。

指定管理者として指定するものは、一般社団法人行田おもてなし観光局でございます。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

指定管理業務の概要でございますが、施設の管理、はにわづくりの体験講習を行わせるものでございます。

今回の指定に当たりましては、令和4年8月24日から同年9月20日まで指定管理者の公募を実施したところ、一般社団法人行田おもてなし観光局を含む2者から応募がございました。当該応募に関わる書類及びプレゼンテーション内容について、はにわの館指定管理者選考委員会において審査を行った結果、一般社団法人行田おもてなし観光局を指定管理者の候補者として決定したものでございます。

本案について議決をいただいた後は、一般社団法人行田おもてなし観光局に対して指定の旨を通知するとともに、基本協定を締結し、令和5年4月1日から管理運営を開始する予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第84号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 今回、初めて別の団体が取ったということですがけれども、本会議の中で、150点満点で116.19点がおもてなし観光局で、もう一つの団体が105.32点ということがありましたけれども、提案の内容と金額、それぞれどちらが高かったのかお伺いします。まず1点、どういうところが優れていたのが2点目。

それと、これは当然教育委員会が管轄していますので、生涯学習施設ですよね。市内小・

中学校を含めて、生涯学習施設としての利用がどれぐらいあったのかお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 まず、選考の内容についてでございますが、内容点につきましては、おもてなし観光局のほうが優れた点数を取得しております。価格につきましても、双方の価格を比較した中で、おもてなし観光局のほうが安価な金額を提案しております。

それと、この施設が生涯学習施設ということにつきましては、当然、私どもが指定管理として提案する中におきましては、はにわの館の規定といった中で、はにわ体験をさせるというところが主になりますので、生涯学習施設ということで確認をしておるところでございます。これにつきましても、プレゼンテーションのときにも、双方の業者に対して確認をしたところでございます。

それと、現在の利用の人数でございますが、細かい数字を手元にお持ちすることができなかったのもので申し訳ないのですけれども、やはり、ここ3年間、コロナの関係で団体等の利用が大きく減少しておりまして、今、利用者としては少ない状況でございます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 生涯学習施設としてどれだけ利用者がいるのか。観光と生涯学習施設の区別で聞きたかったのですけれども、後で数字を出していただきたいと思います。

観光事業なのか、生涯学習施設なのかという観点で見ると、当然生涯学習施設になっているわけですが、ただ、あそこの場所というのは、今さきたまテラスをやっていますけれども、含めて一体で観光事業を行おうとしていると見ます。やはり、はにわの館をおもてなし観光局が取ったということで、施設の在り方がどうなのかと。今の生涯学習施設のままでいいのか。おもてなし観光局は商工観光課が管轄していますから、落札したおもてなし観光局を見ると、目的が合っているのかなという疑問点が湧きますけれども、選定委員会などでそういう議論にはならなかったのですか、疑問を持ちませんか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 生涯学習施設としての位置づけと、今後所管するおもてなし観光局、そしてさきたまテラスの位置づけ等の中でということでございますが、確かに、提案する内容の中では、観光と体験事業を一体化していきたいという内容の提案が大きくあったことは

事実であります。今設置されている施設全体が、県が所管されている古墳公園の中に位置されているという中で、そういった提案が全て受け入れられるかどうか、今後協議も当然必要になってくるだろうということも質疑させていただいた中で、あくまでも、基本としては、当然、施設の性質上、はにわの体験をする生涯学習施設であるということを、私のほうからも確認をさせていただいて、その内容に従って進めていくという回答がございました。ただ、施設の有効活用をしていく中で、今までおもてなし観光局が持っている集客のノウハウというものにつきましても、ただの広報だけではない部分があるというふうに感じた部分はございます。

以上でございます。

○委員長 小池部長。

○教育部長 先ほどの小・中学生の利用については、後ほど報告をさせていただきたいと思います。

そもそも、指定管理者制度を導入した目的の中に、施設の利用の促進を目指すというのがございます。そういった中で、今回、おもてなし観光局からは集客能力を高めるということがございまして、その辺で評価が高くなったものでございます。ご指摘のありました目的の部分については、今後の利用状況等を見ながら考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 おもてなし観光局は、観光振興の推進を目的とした団体であるということ、その団体が多少稼がなくてはいけないということがありまして、やはり、教育委員会が管轄していますと、生涯学習施設ということで、その目的を果たせないかということで、その辺はきちんと在り方から考えていくべきだと思います。お願いします。

○委員長 野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 大変申し訳ございません。先ほどの人数の関係ですが、令和3年度の人数になりますが、まず、個人で利用された方が2,011人、団体で利用した方は、ちょっと細かいところになってしまうのですが、粘土を1キロ使った方が1,960人、2キロ使った方が72人、合計4,043人の利用がございました。

以上です。

○委員長 初めに個人を言われて、団体を言われましたよね。全体で約4,000人ということですか。

○生涯学習スポーツ課長 個人と団体の全体が4,043人になります。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 私が聞いたのは全体の利用者ではなくて、生涯学習施設としてどういう。そういうものもきちんと分けて数字を出しておかなくては駄目だと思うんです。何小学校、何中学校、学習の目的で来ている、来ていない、そこを聞いていますので、後でいいので数字をください。観光でというのではなくて。

○委員長 小学校とか、団体利用の内訳で後ほど資料をいただきたいと思います。

その他ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第84号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第84号 指定管理者の指定について（行田市はにわの館）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者多数〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 06分 休憩

午前 10時 08分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第85号について

○委員長 次に、議案第85号 指定管理者の指定について（行田市体育施設並びに行田市総合公園及び行田市富士見公園）を議題とし、執行部の説明を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長、お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 議案第85号 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の141ページをお願いいたします。

本案は、行田市体育施設並びに行田市総合公園及び行田市富士見公園の体育施設12施設と公園2つの指定管理について、令和4年度末をもって現在の指定管理期間が満了を迎えることから、令和5年度以降の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は、行田市体育施設の行田市民プール、行田市門井球場及び行田市下須戸運動場と野球場、庭球場、弓道場、総合体育館、自由広場、第2自由広場及び多目的広場を含む行田市総合公園、それと、野球場及び庭球場を含む行田市富士見公園でございます。

指定管理者として指定するものは、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団でございます。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

指定管理業務の概要でございますが、14施設の管理、利用の調整、許可などを行わせるものでございます。

今回の指定に当たりましては、令和4年7月25日から同年9月16日まで指定管理者の公募を実施したところ、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団1者から応募がございました。当該応募に関わる書類及びプレゼンテーション内容等について、行田市体育施設等施設管理者選定委員会において審査を行った結果、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団を指定管理者の候補者として決定したものでございます。

本案について議決をいただいた後は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に対して指定の旨を通知するとともに、基本協定を締結し、令和5年4月1日から管理運営を開始する予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。公園施設等の所管部分については、寺田都市計画課長に出席をいただいております。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

細谷委員。

○2番 細谷委員 いきいき財団ということで、先ほど、17人の職員のうち、産文と商工センターは、5人が常勤としてそちらのほうに張りつくと言いました。そうすると、残りは12人なんですけれども、こちらの管理は、どのように常勤の方たちが配置されるのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 現行で、体育施設、公園につきましては常勤が13名ですが、提案された令和5年度以降につきましては、常勤が12名で、1名の減ということで提案されております。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 今後は12名になるということですが、先ほどの17名の職員の中から、5名が商工センターと産文で、残りの12名が体育施設のほうで勤務する形と言いました。体育施設と一括で言っても、14施設、プラス富士見公園等とありますが、この内訳というのはどのようになっていますでしょうか。体育施設として、市民プールなどがありますので、どのようになっているのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 体育施設と公園に関しまして、常勤の職員につきましては、シフトはあると思いますが、基本は総合体育館内で事務をとっているということで、各体育施設の配置についてはございません。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうすると、12名全員が総合体育館にいらっしゃる、それで事務をとっているということですが、例えば、市民プールのほうには、職員は全く行っていないで管理をしている形よろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 市民プールにつきましては、その日のシフトによってになるかと思いますが、その12人の方が、交代等の中で担当者が動いているというふうに認識しております。

以上です。

○委員長 細谷委員、よろしいですか。

他に質疑はありますか。

江川委員。

○5番 江川委員 よく分からない点をお聞きしたいのですけれども、今回、入札者1者ということで説明がございました。この1者で、特命随意契約という形になるのか、その辺を教えてくださいいただけますでしょうか。

○委員長 野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 今回こういった形で公募をした中で、最終的に1者ということでございましたが、公募によって行われたことに対しては、全て、審査等につきましても、書類審査、プレゼンも行った上で実施しておりますので、特命随意契約という形にはならないと考えております。

○委員長 江川委員、よろしいですか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 応募が1者ということで、選択肢がいきいき財団しかないのですけれども、近年、ここ1回、2回どうだったのか。それと、説明会をやっていると思うのですが、説明会はどうでしたか。やはり1者しか来なかったのかお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 体育施設につきましては、公募は今回初めてになりますので、過去の状況につきましては、非公募という形をとらせていただきました。今回行いました説明会及び現地説明会につきましては、体育施設においては、財団を含めて8者の参加がございました。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 説明会に8者が来ていただいたということですが、なぜ指定管理者の入札に参加がなかったのか、その辺の分析、要因、それをきちんと見ないと5年後にまたやっても、同じ結果なのかと思います。指定管理でやっているわけですから、その辺の分析、来た会社からアンケートなりをしましたか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 結果を受けた中で、まだそういったアンケート等については行って
ございません。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 やはり、したほうがよかったかと思います。

初めて公募したということでした。私もその認識があれでした。非公募だったわけで、今回初めて公募ということです。それで1者しかいなかったということですが、やはり、民間が参加しないというのは、うま味がなかったということに尽きると思うんです。要は、やっても利益が上がらないと見たのかと。それは私が思ったことなんですけれども。そもそも、公募になったのですけれども、今まで非公募だった、要は、公共性が高いという認識だったと思いますけれども、公募にして今回1者しか応募しないということで、公募の意義があったのかどうか、その辺はどう考えますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 今まで非公募で実施をしてきて、公募にするということに対して、サービスの提供者を民間から幅広く求めることによって、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいという中で進めてきたわけですが、先ほども説明させていただきましたが、説明会に8者来ていただいたということで、非常に関心を持っていただけたと思っておりますし、少なくとも複数の方が手を挙げていただけるものと思っております。しかし、結果的に1者ということで、5年後を踏まえた中で検証していく必要があるものについては、検証して進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 やはり、検証していただきたいと思います。指定管理、さらに公募・非公募も含めて、この施設が公募に値するものなのか、公共性はどうなのか、そこをよく検証しなければ、指定管理の意味はなしていないと思います。どうでしょう。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

小池部長。

○教育部長 以前は非公募だったものを公募とした理由としましては、指定管理者にすることによって、より利用者数が増えるですとか、あとは何といたっても市民サービスの向上、そう

いうところを期待したところでございます。説明会には複数者が見えたのですが、最終的に参入されなかった、その辺につきましては、今後検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですね。

他に質疑。

細谷委員。

○2番 細谷委員 確認しておきたいのですが、先ほど、財団の残りの職員12名が全部この体育施設の管理に当たっているという説明だったかと思うのですが、いきいき財団は、ほかに古代蓮会館の指定管理も任されるという中で、この12人の方は、全部体育施設の管理運営に当たっているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 先ほどの職員の数ですが、プロパーとして、正規の職員が17名と申し上げました。そのほかに、行田市からの派遣の職員が現在1名おられます。それと、嘱託職員という形で5名おられます。23名の方が現在職員としておられます中で、スポーツと古代蓮に、それぞれ1名、マネジャーという方がおられます。

○委員長 小池部長。

○教育部長 この点につきましては、整理して、後ほどペーパーにしてお渡ししたいと思えます。申し訳ありません。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 先ほどから人数等々を質疑していますのは、いきいき財団の実態がよく分からないもので、今聞きますと、ほぼパートで、合わせると100名以上ということですが、では、職員は一体どのように配置して、何人いらっしゃるのかということが、幾つもの指定管理を引き受ける形になると、このあたりがどうなのかと思ひまして伺ったんです。指定管理をお任せするという財団にはどのような準備がされているのかというのをしっかりと聞きたかったので伺いました。そういう資料を、後でも結構ですから、しっかりとしたものを提供していただきたいと思ひます。

○委員長 全体の人数は当然なんですけれども、兼務等もあると思うんです。実態が分かる資料を後ほど提示していただきたいと思ひます。

その他質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第 8 5 号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第85号 指定管理者の指定について（行田市体育施設並びに行田市総合公園及び行田市富士見公園）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 24分 休憩

午前 10時 27分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第 6 9 号について

○委員長 次に、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）中、教育委員会所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

石崎教育指導課長、お願いします。

○教育指導課長 議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）のうち、教育指導課所管部分につきましてご説明いたします。

議案書の18ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の上から4番目、外国語指導助手付帯業務委託でございます。

委託業務の内容は、外国語指導助手、A L T の研修、授業の参観と指導内容の評価、市が行うA L T の募集や任用の業務に対する支援など、A L T の直接雇用に係る付帯業務でございます。優秀な外国語指導助手を安定的に確保し、本市の英語教育の質を維持するためには、

こうした業務に係る専門的な業者に委託することが必要であると考えております。令和5年度当初から業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定し、本年度中に契約締結に係る事務手続を行い、業務の円滑な遂行を図るものでございます。期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は280万円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 引き続きまして、18ページの債務負担行為補正の1追加の下から3つ目、はにわの館指定管理でございます。先ほど指定管理者についてご説明をさせていただきましたが、この指定管理をするに当たって、令和5年4月1日から業務が開始されることから、債務負担行為を設定するものでございます。令和4年度から令和9年度まで、はにわの館管理といたしまして2,000万円を計上したところでございます。

次に、その下、産業文化会館及び商工センターの指定管理でございます。これにつきましても、先ほどと同様、令和4年度から令和9年度まで、金額は6億1,175万円でございます。

続いて、一番下、体育施設並びに総合公園及び富士見公園指定管理につきましては、同じく、令和4年度から令和9年度まで、8億4,150万円の金額を設定するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第69号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

江川委員。

○5番 江川委員 勘違いしていることだと思うのですが、確認させてください。

外国語指導助手、280万円、これは5年分という解釈ですか。

〔「4年度から5年度まで」と言う人あり〕

○5番 江川委員 ごめんなさい、1年分でしたね。

○委員長 よろしいですか。

その他、質疑ございますか。

香川委員。

○4番 香川委員 下から2番目の産業文化会館及び商工センターの指定管理料ですが、これは双方幾らずつぐらいか。

○委員長 野口課長、お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 産業文化会館が令和4年度から令和9年度までで4億3,945万円でございます。商工センターが1億7,230万円でございます。

以上でございます。

○委員長 香川委員、よろしいですか。

他に質疑はありますか。

細谷委員。

○2番 細谷委員 外国語指導助手付帯業務委託、この280万円の積算根拠を伺いたい。なぜかという、ALTの研修、募集等というふうに伺いましたけれども、私が聞くところによると、ALTの方は、同じ方がずっと長くお勤めになっていらっしゃる方もいると聞きますが、毎回、1年ごとで280万円ということになっているのか、その積算の内容はどのよう280万円ということになっているのか、ALTは、毎回研修を繰り返す、どのくらい繰り返しているのか、年に何回やっているのか、それで、新しい方がどれだけ入ってきて、今やっている方が辞めているのか。ベテランになるとそういうものが必要なのかというところもありまして、この積算根拠、280万円ということは、どういうことで積み重ねてこの金額になったのか伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎次長。

○教育指導課長 一概に、積算根拠という部分では、この業務が幾らということで、まだ概算の形なので申し上げられませんが、しかしながら、どういう業務があるかといいますと、具体的には、外国語指導助手任用の業務の支援、募集及び採用業務における支援、それから、応募者が日本で適法な就労が可能であることの確認、就労の際に必要な書類作成の支援、応募書類の翻訳及び書類審査の支援、面接を実施する際の支援、新規採用時及び担当校異動時の学校訪問の同行、外国語指導助手の熟度を確認するための定期的な学校訪問、外国語指導助手に対する研修業務の支援。もう一つ大きなものとして、外国語指導助手に対する研修業務、先ほど細谷委員からもありましたけれども、それは任用時に実施する研修業務ということで、日本の法令、公務員としての心構え、日本の教育事情、行田市の外国語教育の理解、母国と日本の文化や生活習慣の違いの対応方法、また、講師による研修ということで、毎月1回、1時間程度、年間10回前後の形になります。勤務及び服務に関する研修、それから、ティーチングのノウハウの指導、もう一つは、本市の英語教育の質の向上に関することとい

うことで、今、英語検定4級以上の受検者に対して補助をしている英語教育の支援事業がありますが、その中で、英語検定の支援事業、2級以上の受検者に対して面接指導等をやっておりますが、そうしたものの支援。それから、ICTを活用した英語教育に対する提案、ICTの活用法の支援も含めてやっております。それから、翻訳と通訳、日常生活の支援、急病時の緊急対応ということで進めております。具体的に、これが幾らという概算が、ちょっと難しい部分があるのですが、そういったものを全部含めての金額でございます。

それから、新しい方が少ないという話がありました。毎年、長いということでおります。今年度は、途中から2名、新しい方に入っていただいたという経緯がございます。途中でお辞めになった方が2名おりましたので、年度途中でしたが、新しい方を2名入れたという事実がございます。長い方は、確かに20年以上やられている方も数名おります。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 長いというふうに聞いています。それはそれでいいことなのかもしれませんが、そういう意味では、それほど研修は必要ではないのかと思ったので。

では、280万円という額ですが、例年どおりという感じなんですか。前の額を確認していないので、そのところが1点。

出入りというのはそれほどない、新しい先生は2名でしたということですが、私が聞いているのは、この前も言ったのですけれども、ALTの方から私のほうに直訴がありまして、生活とか、新しいところで厳しいとか、いろいろな中で、一番接触するのが、英語の先生とALTの先生は一緒にやりますので、そういう中で、その関係性で非常につらい思いをしていることがあると。そのときに、今委託するところで相談を受けてくれないのだということがありました。それで、辞めたくないけれども辞めたというような話がALTの中で広がっているということを前に聞きました。今、生活とかいろいろな意味で、相談業務も入っていると、だから、そのあたりのことが入っていると前も言っていたのですけれども、どういう積算かはよく分からないということだったので、引くくめてということかもしれないですが、一生懸命やりたいのだけれども、日本の先生との関係性がなかなか厳しいものがあるという直訴がありましたので、そんなことを申し添えた上で、この金額の積算は、例年280万円ぐらいということではよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎次長。

○教育指導課長 お答えします。

今年度の1年間の付帯業務につきましては336万5,000円、それに比べますと53万円ぐらい減っております。

以上でございます。

○委員長 ちなみに、新人の割合というのは、その2人が変わっただけなのですか。

○教育指導課長 すみません、2名と答えたのですが、行田市に初めて勤務という方がさらに2名ですので、新たな方が4名ということで。ほかのところで勤務はやっている。

○2番 細谷委員 日本にはいるのか。

○委員長 4人のうち、途中で変わった人が2名ということですか。

○教育指導課長 そうです。すみません。

以上でございます。

○委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）中、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第69号の討論及び採決につきましては、総務部所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 40分 休憩

午前 10時 54分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、渡邊総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 皆様、おはようございます。

加藤委員長、福島副委員長はじめ総務文教常任委員会の委員の皆様におかれましては、平素より総合政策部の業務につきまして、格別なるご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第69号の令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）及び議案第86号の令和4年度行田市一般会計補正予算（第10回）のうち、総合政策部が所管する部分でございます。説明につきましては、関係課長から申し上げますので、よろしくご審査をくださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。

また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△議案第69号について

○委員長 初めに、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）中、総合政策部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

島田企画政策課長、お願いします。

○企画政策課長 企画政策課長の島田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼をいたします。

それでは、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）中、企画政策課所管部分についてご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、議案書の28ページをお願いいたします。

2款総務費、1項7目企画費で1,408万3,000円の追加でございます。これは、本市へのふるさと納税につきまして、当初の予想を上回る寄附が見込まれることから、これに伴う返礼品等に要する経費を増額しようとするものでございます。

右ページ、◎行政企画費のうち、一番上の7節記念品費は、ふるさと納税の寄附者への配送料を含めた返礼品代でございます。返礼品につきましては、総務省令によりまして、返礼品代の30%以下とされていることから、増額を見込む寄附額2,784万円の30%を返礼品代として、また、5%を配送料として計上したものでございます。なお、総務省令で定めております返礼品代には、配送料は含まれておりません。

その下の11節手数料でございますが、ふるさと納税の寄附金の納付に当たり、〇〇ペイなどのオンライン決済の一括代行を行いますマルチペイメント決済システム及びクレジットカード

ード決済を代行する代理収納システムの利用料を、増額する寄附額に応じて計上したものでございます。

その下の12節ふるさと納税管理業務委託料でございますが、こちらは、本市ではふるさと納税の受入れ、返礼品の発送、寄附者情報の管理などの業務を一括して委託しているため、これに増額する寄附額に応じた委託料を計上したものでございます。

その下のOAシステム利用料につきましては、ふるさと納税の募集に当たり、株式会社トラストバンクが運営するポータルサイト・ふるさとチョイス及び楽天グループ株式会社が運営する楽天ふるさと納税を活用していることから、このサイトの利用に係る手数料を増額する寄附額に応じて計上したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして24ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項1目ふるさと納税寄附金でございます。右側説明欄のとおり、その他寄附金を増額するものでございます。本市へのふるさと納税寄附金は、本年9月末現在で1,794件、2,490万7,000円となっており、昨年度の約1.3倍強となっております。全国的な傾向といたしまして、ふるさと納税寄附金が増加にある中、9月末までの実績や前年度の下半期の寄附実績も加味いたしまして、当初予算の1.5倍の寄附を見込み、追加措置したものでございます。なお、ふるさと納税寄附金は、ふるさとづくり基金及びその他寄附金において受け入れておりまして、ふるさとづくり基金につきましては当初予算において500万円を見込んでおりますが、同基金への寄附は本年9月末現在で181万9,000円であることから、増額計上しなかったものでございます。

以上で、企画政策課所管部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、石川財産管理課長、お願いします。

○財産管理課長 財産管理課、石川です。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

第3条の債務負担行為の補正ですが、追加するものでございまして、内容につきましては18ページをお願いします。

第3表の債務負担行為補正の一番上の欄、令和5年度清掃業務委託（11件）でございまして、内訳に記載のとおり、南河原支所以下11施設の令和5年度分の清掃業務委託について、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額

は各施設の設計額の合計で1,557万4,000円でございます。

これら清掃業務は、令和5年度当初から業務に着手する必要があるため、債務負担行為を設定し、本年度中に契約締結に係る事務手続を行うことにより、業務の円滑な遂行を図るものでございます。

なお、11施設とも本年度と同様の施設及び業務内容でございますが、教育支援センター下忍分室のみ清掃業務期間に変更がございます。下忍分室は、令和6年1月から当センターの本所と集約して旧星宮小学校へ移転する予定のため、下忍分室の清掃業務期間は令和5年12月までの9カ月分として積算しております。

以上で当課所管部分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、川上広報広聴課長、お願いします。

○広報広聴課長 広報広聴課の川上です。

着座にて失礼いたします。

議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）のうち広報広聴課部分についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正で、上から2つ目の市報ぎょうだ印刷製本業務委託を追加するものであります。これは、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額は広報紙印刷1ページ当たり1.82円にページ数と発行部数を乗じた額とするものであります。市報の印刷業者選定に当たりましては、プロポーザル方式による審査を実施した上で、今年度中に業者を決定し、契約手続を行うことにより、新年度業務の円滑な遂行を図るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第69号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 まず、2つの課のところからお伺いします。

まず、行政企画費のふるさと納税からお伺いします。

3年分がいいんですけれども、まず、先ほど1.3倍強ということで増えています。1,794件

ですよということがありましたけれども、まず、行田市に、令和4年度12月なので、これからまだ入ってくるものもあると思いますけれども、今の時点でよろしいので、行田市に入ってくる寄附の年間の総額です。令和4年、令和3年、令和2年ぐらい、3年分。それと、その経費。送料含めた返礼品とその経費が幾らなのかで、一回合計を知りたいんです。

それと、当然行田市民が市外へ寄附していますので、それについて伺います。寄附金というのは一まとめになってしまっているんで、ふるさと納税が全てかといえそうではないというのは承知していますけれども、市民税の控除額です。それと、75%が地方交付税で措置されるという仕組みになっています。要はふるさと納税によって大きく差がないように、国の措置ですけれども、75%補てんされますので、その金額。それと、要は行田市民が市外へ寄附した総額をお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田課長。

○企画政策課長 まず、入ってくる寄附総額でございますが、ご説明でも申し上げましたとおり、4年度の入りの目標金額、寄附見込み総額につきましては7,784万円を見込んでおります。3年度に入ってきた受入れ総額でございますが、5,403万2,000円となっております。2年度が3,100万円となっております。

このうちの経費といたしましては、まず分かっている3年度につきましては、経費は2,589万3,000円。2年度が1,458万4,000円となっております。

3年度につきましてはの市民税の、これはふるさと納税寄附金だけでなく、全部の寄附控除総額になりますけれども、3年度につきましては9,585万8,000円。2年度が7,361万9,000円でございます。

3年度の地方交付税に対する補てん部分につきましては5,839万円、2年度が4,411万5,000円ということになっております。

以上でございます。

○3番 斉藤委員 まず令和4年度の経費が出ていません。それと、令和4年度の市外への寄附総額と補てんの金額が。

○企画政策課長 令和4年度の寄附総額につきましては、まだ算出ができませんので、未定でございます。

○3番 斉藤委員 7,784万円ですよ。それに対しての経費というと、大体計算できますよね。

○企画政策課長 それに対しての経費は計算できます。

経費総額につきましては、ちょっとお待ちくださいませ。すみません。

○委員長　じゃ、計算した上でお願いします。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員　じゃ、その間に、違うところにいきます。

18ページ、市報ぎょうだ印刷製本業務委託ですけれども、これ、大変市報の表紙含めて評価するところでありますけれども、プロポーザル方式で、これは毎回言っていますけれども、入札業者がほぼ1社。もう1社ぐらいあったかと思うんです。大変短い期間だった。ほぼ同じところがずっと取っているんですけれども、プロポーザルでやっている意味をなしていないわけですよ、今の段階で。ですので、そういった、要は努力をしたのかどうか。今年度は、要はいろんな会社が参入、要は手を挙げるような、そういった努力というのはしたのかどうか含めて、この内容について伺います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

川上課長。

○広報広聴課長　昨年、齊藤委員のおっしゃるとおり、プロポーザルの募集をしましても、市内業者に限りますと1社、最近はずっと1社の申込みだけでやっているんですけれども、努力をしたのかという話ですが、ほかの業者にちょっとお聞きすると、市報ぎょうだは毎月毎月同じ決まった時期にちゃんと納品しなくてはいけないということ。それに伴って技術と、あと、例えば従業員を余計増やさなくてはいけないという課題もあるらしくて、なかなか、その考えを含めて、会社的にそこで考えると辞退せざるを得ないというところは結構ありまして、市外を入れようかと思ったんですが、やはり市報は市の顔なので、やっぱり市内で。ただ、努力したのかというと、緩和したという条件はないので、プロポーザルをやっている理由としては、一応技術確認と、その辺のデザインのあれを確認しているぐらいになってしまっているんですが、今のところ見直しというのは大したことはしておりません。

以上です。

○委員長　齊藤委員。

○3番 齊藤委員　そうしますと、その入札方法を見直すということは考えていますか。プロポーザルがどうしても必要である、今は割とデザインが課で、課の職員がいろいろ考えて試行錯誤してすばらしいものを仕上げていただいているんですけれども、ほとんど市の職員でやっていますよということだったので、プロポーザルでやる意義があるのかというところも含めて、その見直しというのは考えましたか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上課長。

○広報広聴課長 例えば見積り合わせにしますと、値段が安いところに落ちてしまうということもあって、もしかしたら辞退しない会社もいるかもしれないので、やはりそこは技術も見つつ募集をかけないと、もし見積り合わせとかだと1社随契にするわけにもいかないので、そうすると手を挙げたところに、技術がどうかというのは見極めがしにくいかなと思って、今のところプロポーザルでお願いしたいということです。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、市内に印刷会社、私が浮かぶだけでも4社ぐらい浮かぶんです。大手が。けれども、そこがもう参入が難しいと。要は毎月毎月定期的にその時期にやるというのが、もう1社しかないということで、今の現状だとそういうことですか。確認します。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上課長。

○広報広聴課長 しばらく1社しかいないので、そういう分析になると思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

企画課長。

○企画政策課長 失礼いたしました。

先ほどの斉藤委員からのご質疑でございますが、4年度の純粋な支出の経費でございますが、3,939万6,000円でございます。

ただ、こちらにつきましては、総務省に報告しない、含まれていないものも入っておりますので、2分の1は今時点ですと超えている金額になっておりますが、3,939万6,000円です。

○3番 斉藤委員 あと、市外。

○委員長 市外。

○企画政策課長 市外は分かりません。

○3番 斉藤委員 ああ、確定していないからね。

○企画政策課長 はい。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、令和2年が3,100万円で、僅か2年の間に倍以上になったと

いうことが言えると思います。

それで、その経費を引いた分であれば黒字だと。3,800万円ぐらい、令和4年度も。まあずっとですね。令和2年度からずっと黒字ということですがけれども、過去、令和4年はこれから市外へというのは出てくると思いますけれども、過去を見ましても、市外へ寄附する金額が、どうしても行田市民が市外に寄附する金額のほうが多くて、そうするとかなり赤字が出てくるのかと。令和2年度でいえば2,900万円ぐらい赤字になっているという分析ができると思います。

結局総合的に見ても、相殺をしますと赤字ですよ、ずっと。行田市は。令和2年でいえば1,200万円ぐらい赤字だと思います。当然令和4年度もその赤字幅というのは大きくなってしまふのかというところが想定できますけれども、それについて、やはりこの仕組み、これは乗らないわけにいかなくなってきてしまっているのは分かっています。これをやらなければ市外へ流出してしまうほうだけが残ってしまいますので、大変これ、私、国の最初の趣旨からしても、自分のふるさとに寄附をするというところで、要は返礼品目当てになってきていると。私はふるさと納税というのはあまり賛成できないですがけれども、それについてどう考えているのか。

それと、そういったことで、結局行田市も赤字だよというところで、国にやはりその実態を伝えるべきではないかと思えますけれども、その2点お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 斉藤委員のご質疑にお答えいたします。

まず、赤字が増えてしまうのではないかとこの点でございますが、ご指摘のとおり寄附額が堅調に伸びていく中、同じように寄附控除額も伸びていっているという状況がございます。ただ、こちらにつきましては、ふるさと納税の返礼品を、多様な返礼品をご用意いたしまして、全国の方から行田市の返礼品が選ばれるような、選ばれるふるさと納税の寄附先となるようなことで、少しでも寄附額を多くすることで防いでいきたいなと考えております。

次に、国等へ要望していくかということでございますが、現時点でふるさと納税のこの制度を活用いたしておりますので、同様な、埼玉県内はなかなか厳しい状況にあるという認識をしておりますけれども、周りの動向等を見極めながら考えていきたいなと、現時点では要望等をするということは考えておりません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○3番 斉藤委員 はい。

○委員長 他に質疑はありませんか。

細谷委員。

○2番 細谷委員 18ページの令和4年度清掃業務委託について伺いたいと思います。

これ、清掃委託というのは、たしか前はコロナになったのにもかかわらず、縮小したかという記憶があります。清掃回数を減らすという形だったと思いますが、まず、この次の期間の限度額というのが、前年と、前回と同様なのかどうかというのが1点目。

それから、私、いろんな方から言われるんですけども、この清掃委託の地域交流センターとか公民館とかいろいろありますけれども、この清掃の内容というのは、結局トイレとどこをやるのか。そこが2つ目です。公民館だったら公民館で、外側、庭というのはですか、そういうところの、例えば草取りとかそういうものはどうなっているのか。各公民館でお任せでやっているのか。その清掃業務委託の中に入っているのか。つまり、そこの苦情が多いわけです。なぜ草取りを私たちがやっているのかというのもあるので、そこら辺のところ、どういう仕組みになっているかをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 お答えいたします。

1点目です。コロナになったのにもかかわらず回数を減らしたことがあるということですが、令和3年度に清掃業務全体の見直しを行っておりまして、そのときに各施設で、施設の美化ですとか快適な利用環境の維持を再検証して、施設所管課ごとに見直しを行っております。その後、それ以降、令和4年度の現時点におきまして、各施設管理者から、特段問題は生じていないという旨を報告を受けております。

限度額につきましては、令和5年度の債務負担行為では1,557万4,000円ですが、令和4年度の債務負担行為では1,542万8,000円となっております。14万6,000円の増額となっております。

続きまして、2点目、清掃業務の内容ですが、各施設によって異なる場合がありますが、日常清掃と定期清掃、特別清掃とかガラス清掃を必要に応じて清掃内容に入れております。日常清掃はおおむね床掃きですとか掃除機による清掃、あとごみ箱の処理です。定期清掃は床の洗浄やワックス磨き、トイレ、洗面所等の洗剤による清掃になっています。特別

清掃は、衛生陶器類を洗剤を用いて洗浄する清掃で、ガラス清掃は窓ガラス両面を洗剤を用いて洗浄するものでございます。

各公民館につきましの草取りにつきましては、この中には含まれておりません。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうしましたら、限度額については、令和4年度とほぼ変わらない、いわゆる清掃回数を減らしたままということで理解しました。

それと、もう一点、清掃の内容について、公民館等について草取りはこの内容に入っていないと、ほかはどこも、皆さんどこの公民館も同じように入っていないということで、理解でよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 お答えいたします。

地域公民館清掃業務委託ですと16館ございますが、定期清掃と特別清掃、年2回のガラス清掃が仕様書に入っておりまして、除草業務はこの仕様の中には入っておりません。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 この清掃の内容を選定したのが、草取りが入っていないというのは、それは、草取りは必要ないという観点から入っていないのでしょうか。どういうことで、清掃業務ということで、例えば公民館とすれば、門から入って全て公民館なわけですけれども、今、現状がその清掃を、利用する利用者、特にサークル活動ですか、講座とかをやっている方たちが割り当てられてやっているということについて、非常にいろんな意味でご不満をいただいているというところがありまして、この清掃業務ということが、草取りまで入るというふうな観点というのは持ち合わせていないのかということについて、であれば、そういう意味での分担しての清掃も要らないということになるのでしょうか。

そこまでのところが、公民館とか、例えば行田市の管轄でありますので、施設として管理しているわけですので、そのあたりどのように考えて、この業務内容が、草取りは入っていないということは、草取りが要らないということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 お答えいたします。

この清掃業務は、地域公民館の清掃業務です。別途そういう不満、除草等の不満があるということでのご質疑かと思えますけれども、それについては、私どもは把握できていない部分もございますが、公民館の職員がやっている、または除草委託でどこかに委託をしているか、その辺の詳しいことは分かりませんが、その辺の不満があるという部分につきましては、施設所管課、公民館を所管している中央公民館にきちんと伝達をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 知らなかったということですが、施設には入っていない、施設ですよ。あの入口から全部。建物だけじゃないですよ。庭も施設の一部分ですから、ですからその施設の清掃業務委託となれば、そこまで入るんですよ。だから、そこをちょっと履き違えないでいただきたいと思うことと、どうなっているのか、公民館の人がやって、職員がやっているのか、委託しているのか、委託するお金はどこから出しているのかということになるんですか。清掃は一括してここに出ているわけですよね、業務委託ということで。それ以外に別なところでそれぞれ委託しているということになるんですか。

だから、それはやっぱりこう出してくるからには、施設の清掃という意味だったら、草取りも、いわゆる庭も入るわけですから。ここをどう担当としては考えているか。要らないのだったら要らないように、そう表明していただきたいし、必要があるんだったら予算措置しないといけないのではないかと思います、その点を、知らなかったということだと先に進まないのですけれども、どうですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 お答えします。

恐らく除草委託料とかで各施設所管課は取っていると思うんです。ここの中に入っていないけれども、市役所につきましては、債務負担行為じゃなくて、違う長期継続契約でやっていますけれども、建物は清掃業務でやっていますが、庭、敷地内の除草とかは別途除草委託料でお願いしている部分がございますので、敷地が広いところだと委託してやっているんだと思うんですけれども、古民家とかある程度小ぢんまりしたようなところだと、もしかしたら自分たちでやっているのかもしれませんが、その辺のところは、私、申し訳ないで

すけれども把握できていないので、その辺はそういう不満があるという、除草が多いということ、うまくいっていないということは、今、受け止めましたので、各所管課にきちんと伝えていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長 細谷委員、よろしいですか。

他に質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）中、総合政策部所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第69号の討論及び採決につきましては、総務部所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 11時 25分 休憩

午前 11時 26分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第86号について

○委員長 次に、議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第10回）中、総合政策部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 ご説明いたします。

議案第86号、議案書の1ページをお願いいたします。

第1条の繰越明許費の補正は、追加するものでございます。追加する事業は、2ページの表のとおり、2款1項の本庁舎照明LED化改修事業以下3事業でございまして、このうち当課が所管する事業は1行目の本庁舎照明LED化改修事業でございます。

本年9月議会において解決いただきましたLED化に伴う本庁舎の調査測量設計委託料につきまして、去る11月21日に指名競争入札を行いました。応札者がなく不調となったことから、年度内の事業完了が困難となりました。

入札を辞退した理由を、指名した市内業者5社に対して事情聴取したところ、いずれの業者も業務繁忙であることが判明しました。当初予定していた履行期間約4カ月を延長した上で、再度指名競争入札に付すことを予定しております。

この場合において、業務の履行期間が年度をまたぐことから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

△議案第86号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 9月議会で議決した案件ですけれども、これというのは、3課を1本で出したということによろしいのかということです。

それと、4カ月と考えていたけれども、繁忙ということで、何カ月延長するのか。要は今後の予定です。

今回のこれというのは、あくまで調査測量設計委託料ですから、これから工事が始まって、また別途お金が出てくると思いますが、今後の予定をお伺いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 答えいたします。

1点目の一括でやったのかということでございますけれども、3施設ともLED化に伴う設計委託業務であるため、設計業務を1つにまとめて競争入札をしております。

2点目、延長するということですが、何カ月延長するのかということでございますけれども、本業務の履行期間は約4カ月としておりましたので、約2カ月の延長を予定しております。

次に、今後の予定でございます。

今後、議決いただきましたら、早急に手続に入りますと、来年の2月頃に入札を行い、契約できるものと思っております。そうしますと、令和5年の7月から8月頃の業務完了を見込んでおります。その後、工事に入る予定となっております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、8月というのは、これはあくまで調査測量が終わるということですか。それから工事が始まるんですか。工事が完了するんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 7月から8月ということは、本業務の完了、設計業務が完了する予定となっております。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、工事はいつ終わりますか。全て終了するところまでお聞きしたい。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 その後、来年度のこれに関わる工事請負費は、来年度予算に計上する、今、考えておりますが、それによってやっぱり後ろにちょっとずれ込むかというような考えであります。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、大体の目安としても浮かばないという、工事が完了、全てというのはまだ未定ということでもいいのか。

それと、3課を1本で出したということですが、それで繁忙ということで、ばらばらで各課で、要はできるところからやってもらうという考えはなかったのか。

それと、これが要は入札不調になったことでのデメリットは何があるのかお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 お答えいたします。

来年度はLED化工事を発注するということで、計画どおりにこれを落札できていれば、おおむね令和6年2月頃のLED化が見込まれたところですが、現時点で今後の工程を考えると、工事期間は数カ月程度ずれ込むと見ております。

続きまして、分割というか、個別に入札したらどうだったかということでございますけれども、3施設ともLED化に伴う設計委託業務であるため、今回1つにまとめましたが、個

別入札したら落札者がいたかどうかというのは不明です。落札された可能性もありますけれども、いずれの業者も業務繁忙ということでしたので、仮定の話になります。落札した可能性もありますが、なかった可能性もあるということで、お答えしかねるところでございます。

デメリットですけれども、設計業務が遅れるということは工事業務がちょっと遅れますので、その分、工事完了する工期も遅れることが想定されますので、その部分のLED化した分とLED化していない分の電気料、この辺がデメリットになるのかと考えております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、3課を1本で出していますけれども、そういった場合、ばらばらでできるところからということも、可能性としてはあってもよかったのかと思います。

同じ業者が、ばらばらでも、要は取ってもいいわけですし、ほかの業者でもいいんですが、何しろ工期が遅れるということは、やはり当初の予定からだとずれていますので、それに関してはやはり大きな問題かと思っておりますので、今後そういった観点も持っていただければと思います。どうでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 一括発注したメリットもございますけれども、今、ご指摘のとおり、そういう工期が遅れるという面も懸念されますので、いずれにしましてもこれは早期に入札をして契約することによりまして、早めの工事に着手して、電気料を削減していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第86号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第10回）についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第10回）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 35分 休憩

午前 11時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、横田総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆様、こんにちは。

加藤委員長はじめ委員の皆様には、日頃から総務部各般にわたります事務事業の推進に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日ご審議いただきます総務部の案件は、議案第74号、第75号、第78号及び第79号並びに第69号のうち総務部所管部分でございます。説明につきましては、それぞれ担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、説明に当たりまして、失礼して着座にて説明させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。

また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△議案第74号について

○委員長 初めに、議案第74号 行田市個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とし、執

行部の説明を求めます。

菅原総務課長、お願いします。

○総務課長 総務課長の菅原でございます。

委員の皆様には、日頃総務課の所掌する事務事業につきまして格別のご理解、ご協力を賜り、この場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、議案第74号について説明申し上げます。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

議案書の74ページをお願いいたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、これまで各地方公共団体の条例により規定されていた個人情報保護制度が統合され、全国共通のルールとして当該法律に規定されたことから、同法の施行に必要な事項について規定するため、現行の条例の全部を改正しようとするものであります。

改正内容について説明申し上げますので、75ページをお願いいたします。

第1条は条例の趣旨を、第2条は実施機関及び用語の定義を規定するものでございます。現行の条例と異なる点は、第2条第1項の実施機関について、法律の適用対象から議会は除外されたことから、本条例においても議会は実施機関から除外した点、また、消防長は、国のガイドラインにより、事務の執行権や下位組織の指揮監督権を有する性格から、市長部局から分離し、新たに実施機関として追加した点でございます。

第3条は、現行条例で規定している個人情報取扱事務登録簿を継続して配置するものでございます。

76ページをお願いいたします。

第4条は、個人情報等の取扱いを適正に行うため、実施機関は個人情報保護責任者を置くことを規定するものでございます。

第5条は、個人情報の開示請求の手続を規定するものでございます。

第6条は、開示の決定等の期限を規定するもので、法律では開示の決定等の期限を、開示請求があった日から30日以内、また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされているところ、本条例においては、現行条例の規定を踏襲し、請求のあった日の翌日から起算して14日以内、また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることを規定するものでございます。

第7条は、開示決定等の期限の特例を規定するもので、開示請求に係る保有個人情報that著しく大量であるため、第6条で規定した期間で、その全てについて開示の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第6条に規定する期間内に、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分について開示の決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示の決定等を行えば足りることを規定するものでございます。

77ページをお願いいたします。

第8条は、開示請求に係る手数料等を規定するもので、現行条例の規定を踏襲し、第1項は開示請求に係る手数料を無料とするもの、第2項は写しの交付に要するコピー代や郵送に係る郵便代の実費について負担を求めるものでございます。

第9条は訂正請求の手続、第10条は利用停止請求の手続についてそれぞれ規定するものでございます。

78ページをお願いいたします。

第11条は、審議会への諮問について規定するもので、これまでは個人情報の外部提供や目的外利用等につきましては、個別案件ごとに審議会へ諮問しておりましたが、今後は法律の規定や国のガイドラインを参考に運用することとされたことから、これらの案件を審議会へ諮問することは法律で許容されないこととなりました。

そのため、審議会への諮問事項を本条例や個人情報の取扱いに関し定める条例の規定を改正または廃止しようとするとき、法律に規定する安全管理措置の基準を定めようとするとき、実施機関において個人情報の取扱いについて法律やガイドラインにのっとり細かい手順やルールを定めようとするとき、その他実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策を講じようとするときなどに限定して規定するものでございます。

第12条は、毎年1回、各実施機関における個人情報の開示の実施状況を公表することを規定するものでございます。

第13条は、この条例の施行に関し、必要な事項を別に定める委任規定でございます。

最後に附則でございますが、施行期日及び経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第74号 行田市個人情報の保護に関する法律施行条例の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第74号の質疑

○委員長 それでは、次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 まず、大本の法律が変わったことによって、全国の自治体の個人情報保護条例、統合と先ほど言っていましたけれども、一元化されるということでしたけれども、まず、その法律が基にあって、連動して個人情報の取扱いがどう変わるのかということで、いろいろと分からないところがあるので質疑させていただきます。

まず、先ほど75ページ、第3条の個人情報取扱事務登録簿ということで、先ほど課長の説明で、継続して配置するということだったので、前からあるものだと思うんですけども、その中で、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し作成ということが書いてありますけれども、そもそもこの個人情報取扱事務登録簿というのはどういったものなのか。ちょっと想像がつかみませんので、お伺いしたいと思います。

昨日の村田議員の議案質疑の中で、個人情報ファイルというのは行田市に611件あるよというのはお伺いしているんですけども、どういった内容、要は個人情報ですよ。書かれているのか分からないので、お伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

個人情報登録簿につきましては、実施機関が行っている個人情報を取り扱っている事務、こういったものの種類、利用目的ですとか対象人数ですとか、こういった個人情報を取り扱っていますということの、それを市民の閲覧に供するように、登録簿として備え付けておいているものですが、過日の議案質疑の村田議員に対する答弁で、611件と申し上げましたのは、この登録簿の現在保有している数でございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、個別具体的に、例えば〇〇さん、79歳、何とかというのではなくて、目的と、要は、例えば介護の認定が何人いるよとか、そういう大まかな内容なのか。その辺お伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 こちらの登録簿につきましては、この事業に対して、こういった事業の名称、それから事業の目的・概要、そういった範囲ですとか人数ですとか、こういった個人情報を収集しているですとか、そういったことの記載でございます。

それで、現在のところ、お名前は載っていないですけども、人数についても何人という人数は、現在の登録簿上はございません。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 分かりました。

ということは、個別の案件ではないということだと思います。

それと、ここの76ページに、一般に閲覧させなければならないというのは、あくまでそういった人数だとか目的であって、中身に関しては分からないということよろしいですか。

○委員長 菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

登録簿の閲覧につきましては、こういった事務に対してこういった個人情報を収集していると、その概要と、そういったもの、あとはその登録を開始した年月日ですとか保存年限ですとか、そういったもののみの記載でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 まず、この個人情報取扱事務登録簿、これを基に、法律で匿名加工情報の提供についてというのが定められましたので、そこについて関連していますので、お伺いしたいと思いますけれども、まず、その法律が変わりました。その中で、要は個人情報を非識別加工することによって、民間事業者の利活用に提供するというのが、都道府県と政令市のみに義務づけられましたということです。ですので、要は非識別加工というのは、要は匿名加工ということで隠すわけですね。行田市においては、要は特別加工情報というのはどの程度、例えば年齢が49歳であれば40代になるのか、要はその辺の加工の仕方がどう変わっていくのか知りたいところですけども、どういうふうなことを考えているのかが1点。

それと、先ほど都道府県と政令市のみにやりなさいよということで義務づけられていますけれども、市町村に関してはできる規定になっています。だから、やってもやらなくてもいいよという、要は規定がなされていますけれども、行田市としてはその辺の匿名加工情報の提供についてはどう考えているのか、2点お伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

現在、本市において、非識別加工情報、匿名加工情報については、現在行っておりません。ですので、そういった提供ということを本市は現在行っておりませんし、この改正後の法律施行条例においても、この行政機関と匿名加工情報の作成及び提供については、先ほど委員がおっしゃったとおり、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、実施は任意とされております。全国的に見ても、こちらの実施実績が乏しく、知見が蓄積されているとは言えない状況であることから、また、県内の自治体のほとんどが実施しないとしていることから、本市においても当面の間は実施する予定はございません。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 大変安心しました。

お隣の加須市においても、個人情報の漏えいの可能性から、やらないよということを、議会答弁があったということでお伺いしていますので、行田市も極めて慎重に考えるべきかと思っていましたけれども、近隣を見ても皆さんやらないということで、行田市もやらないということで、大変それがよかったと思います。

その中で、審議会についてお伺いしたいんですけれども、まず、この条例をつくるに当たって、審議会にはこの内容は諮ったのか、諮らないのか、お伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

こちらの条例の改正に当たり、審議会に2回ほどご意見を伺っておりまして、審議会を開催していただいておりますので、ご意見を伺った上で、この改正案を提案させていただいております。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 それと、これは市でどうできる問題でもないですけれども、前の条例は原則が定められていました。先ほど課長からも説明がありましたけれども、まず、審議会に諮る内容として、外部提供、それと目的外利用。これは必ず審議会に諮りなさいよということで、前の条例はなっていたわけですが、説明のとおり、この条例からは全国で統一さ

れるということで、これがなくなってしまったということです。

さらに調べますと、オンラインの結合の制限というのがあったわけですよ。オンラインにつながるときの制限というのも、それも審議会に諮りなさいよとか、そういったことがあったんですけれども、全て審議会を通さずにできてしまうというのが、この条例の問題点かと。これは全国统一ですので、行田市だけここを変えるというわけにはいかないと思いますけれども、その点について、やはり歯止めがかからなくなってしまうのかという点で、私は懸念していますけれども、その点に関して担当課はどう考えているのかお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

審議会の諮問事項として、これまで外部提供、目的外利用、オンライン結合の制限等を諮問してきたけれども、それがなくなったことによるご心配かと思われますけれども、今後はこの法律の改正の趣旨が、各地方公共団体の条例でばらばらにそういった案件を審議してきたものを、国、全国统一の基準として改めようとするものでございまして、逆に言うと、地方公共団体独自の判断ができなくなる。それは、国の法律、ガイドライン、そういったものにのっとり判断することとされていることから、基本的には各地方公共団体でその判断が分かれるとか、違った判断になるということはある得ないということになります。

法律やガイドラインにのっとり判断し難い部分が生じた場合には、国の個人情報保護委員会に照会をして決定することとなりますので、その辺につきましても国の統一のルールの下に進めていこうということでございますので、本市だけ何か特別な規定を設けるということとは、逆に言うと法律が許容しないというところになります。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員、よろしいですか。

○3番 斉藤委員 はい。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第74号の討論

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 まず、独自の判断ができないということで、大変心苦しいんですけども、もうこの制度上の問題点として反対させていただきます。

いいですか。

○委員長 はい。

○3番 斉藤委員 では、議案第74号 行田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の討論をします。

全国の自治体の個人情報保護制度は、国に先行して整備されて、内容も発展してきたという経過がありました。ところが、今回法律が変わったことを受けて、行田市個人情報の保護法も、全国の条例も、全国的な共通ルールとして改正され、一元化することになりますけれども、独自に定められる内容が非常に限られ、個人情報の保護の観点から見て非常に疑問符がつくところです。

問題点として、改正前の条例では、収集の制限、要は個人情報の収集は本人から直接収集するということ。それと、目的外利用、外部提供の制限、それと、オンラインの結合の制限ということで、制限がありました。原則が定められていました。今回の改正によって、要は匿名加工情報を行う事で個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供することができます。目的外利用というのが容易になってしまうということです。

それと、個人情報をオンラインで結合させるということは、個人情報の保護の観点から見て、大変疑問だということです。

さらに、この制限については、例外とする事例に関して必ず審議会に諮りなさいよということもなくなりましたので、さらにそういったことに歯止めがかからなくなるのかと考えます。例えば第三者です。企業から見れば、自治体が保有する個人情報というのは、自分たちが持つ顧客情報とは比べ物にならない情報なわけですけども、制限がなくなれば、それを企業のもうけのために外部提供することになります。自治体を持つ個人情報は公権力です。それを行使して取得した情報ですので、目的外利用や外部提供することができるようになるということは、行政の仕事としてどうなのかと、非常に疑問だということです。

以上のことから、議案第74号 行田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対とさせていただきます。

○委員長 反対の討論がありました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に討論の申出がございません。これをもって討論を終結いたします。

△議案第74号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第74号 行田市個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 02分 休憩

午後 0時 59分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第78号及び議案第79号について

○委員長 次に、議案第78号 市の境界変更について及び議案第79号 境界変更に伴う財産処分に関する協議については関連がございますので、一括して審査を行います。

執行部の説明を求めます。

菅原総務課長。

○総務課長 それでは、議案第78号及び議案第79号について説明申し上げます。

まず、議案第78号 市の境界変更について、議案書の126ページをお願いいたします。

本案は、池上土地改良区による県営土地改良事業の工事完了に伴い、整備後の道路界及び水路界をもって本市と熊谷市との新たな行政界とすることを埼玉県知事に申請するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明申し上げますので、127ページをお願いいたします。

別紙、境界変更調書には、熊谷市に編入する区域及び本市に編入する区域を記載しております。

129ページをお願いいたします。

行政界変更区域位置図でございますが、場所は国道17号熊谷バイパスと国道125号が接続するところで、国道17号熊谷バイパスの東側、国道125号の南側の区域となります。赤い線で囲われた区域が現在本市の区域でありまして、この区域を熊谷市に編入し、現在、熊谷市の区域となっている青い線で囲われた区域を本市に編入することとなります。編入した区域を含め、土地改良事業により整備した道路界及び水路界をもって新たに熊谷市との境界とするものでございます。

130ページをお願いいたします。

人口及び面積の異動調書でございますが、この境界変更により国土地理院公表の本市の面積に変更はなく、また人口の異動もございません。

続きまして、議案第79号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について説明申し上げます。

議案書の131ページをお願いいたします。

本案は、池上土地改良区による県営土地改良事業に伴う境界変更により財産処分が生じたことから、熊谷市に編入される区域内において本市が所有する道路及び水路を熊谷市へ、本市に編入される区域において熊谷市が所有する道路及び水路を本市へそれぞれ財産処分するため、議案書132ページ、別紙、境界変更に伴う財産処分に関する協議書のとおり、両市協議の上定めたので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第78号及び議案第79号の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第78号及び議案第79号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。土地改良事業に関する部分については、間宮農政課長に出席をいただいております。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香川委員。

○4番 香川委員 それぞれ熊谷、行田に編入する区域の面積は差がないですが、これを見ますと、公衆用道路とか道路が含まれておりますが、これはいわゆる価値の差というのはないですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

価値の差ということでございますけれども、用悪水路と水路、また公衆用道路と道路、これについては同義語ということになりまして、同じという同義でございますけれども、この協議書にありますこの言葉自体につきましては、有地番地と無地番地ということで用悪水路と水路、それから公衆用道路と道路で区別がつくように表現を変えているものでございますので、特に価値が違うとかそういうものではないと承知しております。

以上です。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 ありがとう。

じゃ、実際、価値ってあるんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮農政課長。

○農政課長 お答えいたします。

道路と水路でございますので、それぞれその区域に住まわれている方が使うものになりますので、特に価値の区別があるようなものではないと承知しております。

○委員長 横田部長お願いします。

○総務部長 香川委員のご質疑の趣旨にそぐうかどうか分からないですけれども、お答え申し上げます。

こちらの財産協議書には、熊谷と行田のそれぞれのいわゆるインフラ資産といたしますか、そういったものが列記されているわけでございます。固定資産台帳等でその価格というのはおのずとはじかれるものでございますので、それを例えばバランスシート上で考えたときに、その価格をはじいた場合には、全く一致するものではないのではないかと考えております。

以上です。

○委員長 香川委員、どうですか。

○4番 香川委員 よろしいですか。じゃ、この129ページの、現在、行田の分が熊谷市ということですが、ここはいわゆる道の駅の建設が予定されているところですよ。そうすると、何か今の行田分のほうが価値が出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうのというのは別に、この編入するに当たってはあまり考えないものでしょうか。

○委員長 横田部長。

○総務部長 それでは、香川委員のご質疑にお答え申し上げます。

こちら、議案第79号で協議させていただいているものにつきましては、そういったおのこの資産価値云々ではなく、そこに存在する固定資産、市がそれぞれ所有する資産について、行田市に行くもの、熊谷市から来るものというものを協議させていただくものでございますので、例えばそこの評価額とかを厳密にはじいた場合には、そこは当然差が生じてくるものではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長 香川委員、よろしいですか。

○4番 香川委員 分かりました。

○委員長 他に質疑はありますか。

江川委員。

○5番 江川委員 分からないので教えていただきたいのが、例として、この国道125号のすぐ北側の道路のときに、道路が熊谷市で、その半分が行田市だったけれども、まあ行田市というか国有地みたいになった件が以前あったんですが、ここの今この編入しようとする中にそういった全てが行田のもの、熊谷のものということになっているんでしょうか。その中に国有地とかそういったものは含まれているのかどうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮農政課長。

○農政課長 お答えいたします。

全てが熊谷市、行田市のものではなくて、国有地のものも含まれております。それにつきましては、現在国とまだ、譲与とどのなるのか金銭での清算となるのか、そこは現在協議しているところでございます。

以上です。

○委員長 江川委員。

○5番 江川委員 確認させてください。ということは、今回この行田と熊谷に関する部分だけここでやって、完全にこの中が行田、熊谷と完全に分かれるわけではないという解釈でよろしいですかね。国との協議が調って初めてここに関する飛び地がなくなるということですかね。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

国有地が実際あるところも今回並行してどのようにするかというのを今やっていますので、それが終わって全てが行田市と熊谷市になるということとなります。

以上です。

○5番 江川委員 了解しました。

○委員長 他に質疑はありますか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 すみません、池上土地改良区によるということで今この整理をしているところですけども、これってまだほかにもあるんですか。よく分かんなくて。ほかにも飛び地あると思うんですけども、どのぐらいあるんですかというのを聞きたいのと、あとすみません、変な質疑していいですか。どこからが行田市ですか。この青い囲われたところが行田市になるわけですよ。それで、この赤いところが熊谷市になるわけです。この境界というのはどこですか。要はきれいに分かれるわけですよ、これをやることによって。境界がよく分からないので。説明がしづらいかもしれませんが、すみません、素朴な疑問。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

まず、飛び地の関係でございますけれども、今回の境界変更につきましては、今回の池上土地改良区の圃場整備事業を活用しての両市の面積調整を図りながら飛び地を解消することを中心としておりますので、事業区域内のみの対象となりますので、区域外となる国道125号の北側に点在する行田市の飛び地はそのまま、区域外のものは残されたままとなります。

○3番 斉藤委員 どれぐらいあるか分かりませんね。

○農政課長 それがどのぐらい……

○3番 斉藤委員 例えば持田との境界にもあるんですけども。

○委員長 トマト売っているところとか。あの辺に点在しているんだよね。今回はそれが対象外という話を聞いて。

○農政課長 残っている面積の総面積というのはちょっと……

○3番 斉藤委員 ああ、分かりませんね。

○委員長 他にありますか。

○農政課長 すみません、見づらいんですけども、現状の境界がこちら、今のここが土地改良の圃場になるんですけども、この青い囲まれたところの見た目の四角の右側、東側の線ですね、その線がまっすぐ北側の国道125号からずっと下りてきて、この青いのを囲んで、この赤い線の外側が今の現状の区域です。それが、この青いのに当たったところから左に折れて、青いのを除いた部分からこちら側が新境界になりますので、まっすぐ下に来てこう来ていたところが、ここがこう青い四角を、この赤い飛び地をここにまとめましたので、こう来てこういうふうになるのが新境界となります。地図が見づらくて申し訳ないですけども、これが新しい境界となります。

以上です。

○3番 齊藤委員 分かりました。

○委員長 一部何か前の田んぼに入り込んでしまっているようなところも、そんな感じですかね。

○農政課長 あ、そうですね、すみません。じゃ、青い下に伸びている部分も現状は熊谷市ですけども、今回の土地改良、圃場整備に併せて、この青い部分も熊谷の飛び地で、ここだけが本当に残ってしまうので、ここは行田市に入れるように調整されたところでございます。

以上です。

○委員長 いいですか。

細谷委員。

○2番 細谷委員 これは聞いておきたいと思うんですけども、現在はこの赤いところが行田市ということで、その先ほどから質疑に出ていますけれども、国道125号と熊谷バイパスの交わったところは道の駅をつくるということで発掘調査をしています、この赤いところは行田市分ですので、今ですね、発掘調査の費用というのは行田市が持ったんでしょうか。そのあたりを教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

その発掘調査につきましては、現状、行田市分になりますので、行田市が受け持っております。

以上です。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうすると、一つ、発掘調査の費用というのはどのぐらいかかったのか、

かかるのか、それとなぜ今、発掘をする前に境界変更をすればいいのかと。何で発掘調査をした後に境界を変更するのかという、いつの時点でこの境界を変更するということを決定するのか、そこがちょっと。今の話だけ聞くと、行田市がお金を払って発掘調査をした後に、はいどうぞとやっている感じがするんですね。ですから、1つはその発掘調査の費用がいかほどするのか、したのか、それとどの時点でこの境界変更をすると決めるのか、誰が決めたのか、そのあたりをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮課長。

○農政課長 お答えします。

発掘調査の費用につきましては、今手持ちでございませんので、もしあれでしたら後ほどでよろしいですか、申し訳ないです。

○2番 細谷委員 お願いします。

○農政課長 境界変更が今という話ですけれども、これは土地改良区で圃場整備をする上で、土地改良区で換地委員会や計画工事検討委員会等を経て理事会で決定してきておりますので、今までの中ではなかったというのが現状でございまして、今の時点ということになります。以上です。

○委員長 横田部長。

○総務部長 すみません、細谷委員のご質疑にお答え申し上げます。

今、農政課長がご説明いたしましたように、この土地改良区の工事完了後に換地が決定しますし、そこで面積が確定しますので、それからでないとこの境界変更の議案が出せないというふうな状況で、そうなってくると、これはどうしてもその前に、ここは行田市から熊谷市になるんだからということ、それを先に見越して行田市が負担しないということはできなかったのではないかと考えております。ですから、土地改良区の工事完了がその原因になるという考え方だと思います。

以上です。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうしますと、先ほど国道125号バイパスの北にもたくさん飛び地があるんだという話がありました。そちらはまとめてとか換地してとかいうのがなくて、ここはなぜ今やるのかと思います。その手順としては、今の手順は分かりますけれども、なぜここが今こうなったのかと。国道125号の北はまだ飛び地が点在していて、そちらは手つけずで、なぜ

このこのところを換地するのかがというのが不思議な感じがします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

今回の土地改良事業、平成29年度から始まっているんですけれども、そちらの立ち上げのときに区域を決めたところが現状の土地改良の区域になりますので、そこの中の事業ということになります。

以上です。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 では、ちょっと伺いたいですけれども、熊谷のこの道の駅をこのあたりにつくるというのはいつ頃だったんでしょうか。参考までに教えてください。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

平成29年度、先ほど言いましたこの土地改良区の立ち上げのときには、もう熊谷市の道の駅の構想はあったはずですよ。それを基に、非農用地ということで、この土地改良区事業の中で非農用地を創出しているということでございます。

以上です。

○委員長 そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

△議案第78号及び議案第79号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

まず、議案第78号 市の境界変更について、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 境界変更に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 20分 休憩

午後 1時 22分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第75号について

○委員長 次に、議案第75号 行田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

松田人事課長、よろしくお願いします。

○人事課長 よろしくお願いいたします。

それでは、議案第75号 行田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の79ページをお願いいたします。

本案は、国家公務員法及び地方公務員法の一部改正に伴い、条例で定める職員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに所要の整備を行うため、関係する12の条例を一括して改正しようとするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、資料1から資料6までをお配りさせていただきました。資料1が定年の段階的引上げについて、資料2が管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制について、資料3が定年前再任用短時間勤務制について、資料4が60歳に達した職員の給与水準について、資料5が60歳に達した職員の退職手当について、資料6が管理監督職勤務上限年齢により降任または降給を伴う転任をされた職員の給料についてでございます。あわせてご確認いただきたいと思います。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の10ページをお願いいたします。

初めに、第1条の規定による行田市職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。本条例に目次を新たに規定するものでございます。

第1章総則の第1条は、引用条項の整理を行うものでございます。

第2章は定年制度の規定でございますが、次のページ、第3条において、職員の定年を5年引き上げて年齢65歳とするものでございます。

第4条は、定年による退職の特例を規定しておりますが、ただし書において、第9条の規定による特例任用の対象となり、定年退職日時点で管理監督職員である職員の勤務延長に係る規定を追加するもので、その期間は最長で3年以内とするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

第3章は管理監督職勤務上限年齢制でございますが、これはいわゆる役職定年制のことでございます。なお、詳細は資料2にまとめてございます。

次に、第6条は、役職定年制の対象となる管理監督職の範囲を規定するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

第7条は、役職定年年齢を60歳と規定するものでございます。

第8条は、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を規定するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

第9条は、いわゆる特例任用について規定するものでございますが、第1項第1号及び第2号は、職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合を、第3号は、職務遂行上の特別な事情がある場合をそれぞれ想定しております。第2項は、特例任用の異動期間を最長3年間延長させることができることを規定するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

第3項及び第4項は、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職に関する特例を規定するものでございます。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意でございますが、特例任用等により異動期間を延長する場合などには本人の同意を得ることを規定するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

第11条は、第9条の異動期間を延長した場合において、延長事由が消滅したときの措置を

規定するものでございます。

第4章は、定年前再任用短時間勤務制についてですが、内容は資料3にまとめてございますので、併せてご確認をお願いいたします。

第12条は、60歳に達した日以後に退職した職員を、従前の勤務実績等に基づき短時間勤務の職員に採用することができることを規定するものでございます。

第13条は、第12条の規定を一部事務組合または広域連合の退職者も含めて適用するものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

附則第3項は、令和5年度から職員の定年が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳とする経過措置を定めるものでございます。なお、定年の段階的引上げを図にしたものが資料1でございます。

次に、附則第4項は、情報の提供及び勤務の意思の確認についてですが、これは60歳に達する職員への60歳以降の任用及び給与に関する情報提供並びに意思確認に関して規定するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

第2条の規定による行田市職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。

本条例は、地方公務員法、雇用保険法及び行田市職員の定年等に関する条例の一部改正により所要の改正を行うものでございます。

第2条から20ページの第5条までは、引用条項の整理等でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

第5条の3は、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関するもので、定年の引上げに合わせて特例の対象となる年齢を5年拡大し、15年とするものでございます。

第7条の4から飛びまして29ページになりますが、附則第32項までは、引用条項の整理等でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

附則第33項から第35項までは、いわゆるピーク時特例を規定しておりまして、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとし、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日、いわゆる特定日から7割水準の給料月額となる場合及び管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合につきましても、減額改定に該当しないものとし

て算定する旨を規定するものでございます。

附則第36項は、早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額割増率は、当分の間、現行定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持する旨を規定するものでございます。

附則第37項及び第38項は、組織の改廃等により退職した者に対する特例を規定するものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

第3条の規定による公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

本条例は、地方公務員法及び行田市職員の定年等に関する条例の一部改正により所要の改正を行うものでございます。

第2条は、引用条項等の整理のほか、第2項第5号は、特例任用により延長された管理監督職を派遣できないとする規定を追加するものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

第4条の規定による行田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、地方公務員法の一部改正による引用条項の整理でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

第5条の規定による行田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

附則でございますが、降給に関する経過措置として、当分の間、定年引上げに伴う給料の減額は地方公務員法に規定する降給とみなす旨等を定めるものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

第6条の規定による行田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第3条は、定年引上げにより給料が減額される職員について、減給額が給料月額の10分の1を超えないよう規定するものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

第7条の規定による行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございますが、地方公務員法の一部改正により、引用条項及び用語の整理を行うものでございます。

少し飛びまして、39ページをお願いいたします。

第8条の規定による行田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

本条例は、行田市職員の定年等に関する条例の一部改正により、第2条及び第10条が適用される職員の範囲を改正するものでございます。

次のページの第17条から41ページの第20条までは、用語の整理を行うものでございます。

次に、飛びまして、44ページをお願いいたします。

第9条の規定による行田市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

本条例は、地方公務員法及び行田市職員の定年等に関する条例の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。60歳に達した職員の給料等について、資料の4及び資料の6をお配りしておりますので、併せてご確認をお願いします。

第4条第5項は、定年引上げ後、60歳を超える職員の昇給は行わない旨を規定するとともに、第9項は、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法を規定するものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

第10条から46ページになりますが、下段の第16条の7までは用語の整理でございます。

次に、47ページをお願いいたします。

附則第17項から49ページになりますが、第24項までは、均衡の原則に基づき、国家公務員における取扱いを考慮し、条例において必要な措置を講ずることとなりますが、具体的には国家公務員の定年引上げにおける取扱いを踏まえ、給与水準を当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日、いわゆる特定日以後7割水準とするための措置を講じるものでございます。

なお、戻りまして47ページ下段の第19項は、当分の間、管理監督職の職員が管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任または降給を伴う転任をした場合、60歳に達した日以後の4月1日、いわゆる特定日以後の給料は、異動日の前日に受けていた基礎給料月額と、特定日における給料表の級号給の額の70%に相当する額である特定日給料月額との差額に相当する額を支給する旨を規定するものでございます。これによりまして、異動日の前日に受けていた給料月額の70%が支給されることになります。

次に、49ページをお願いいたします。

別表第1は、職員の区分に係る用語の整理でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

第10条の規定による行田市職員で単純な労務に雇用されるものの給与の種類及び基準に関

する条例の一部改正ですが、地方公務員法の一部改正により引用条項の整理を行うものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。

第11条の規定による行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正でございますが、地方公務員法の一部改正により引用条項及び用語の整理を行うものでございます。

議案書に戻りまして、議案書の98ページをお願いいたします。

第12条は、地方公務員法の一部改正により、行田市職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

以下、附則を規定しておりますが、第1条は本条例の施行期日を定めるものでございます。

第2条以下は、経過措置を規定するもので、第2条から飛びまして104ページになりますが、第11条までは行田市職員の定年等に関する条例の一部改正に関する規定であります。

これらのうち、98ページに戻りまして、第2条は勤務延長に関する経過措置、次のページの第3条は再任用に関する経過措置でございまして、定年引上げに伴い現行の再任用制度が廃止されますが、定年の段階的な引上げ期間におきましては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするための経過措置である暫定再任用職員制度を規定するものでございます。

これらのほか、105ページになりますが、第12条は行田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置、106ページになりますが、第15条は行田市職員の給与に関する条例の一部改正に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上をもちまして、議案第75号の説明を終わらせていただきます。

なお、本案につきましては、職員組合との交渉を終えて合意に至っておりますことを申し添えさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 以上で執行部の説明は終わりました。

△議案第75号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

江川委員。

○5番 江川委員 それでは、教えていただきたいんですけども、新旧対照表の13ページ、

14ページのところですが、まず管理監督職、これは具体的にいうとどういう役職なのかということ、それから14ページの第9条に、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員についてというところに書かれているその下、末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができると書かれています。さらに、その一番下のところ、3行目のところから、当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないと書かれてあるんですけども、これはその管理監督職を状況によっては延長できるよ、さらに状況によっては3年まではできるという解釈でいいのか。それと、定年が65歳になったときには、その役職の定年というのは60歳なのか65歳になるのか、この点についてを教えてくださいんですけども。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

管理監督職の内容でございますが、管理職員ですので、主幹以上、部長から主幹までの職員が、この新旧対照表でいいますと管理監督職となります。部長から主幹までですね。

それと、2点目の特例任用の関係でございますけれども、こちらの第9条の第1号、第2号、第3号に規定する職員につきましては、退職の特例ということで例外的取扱いになっておりまして、63歳まで勤務することができます。具体的には、職員の職務の遂行上の特別の事情がある場合ということで、具体的には特別なプロジェクトの継続の必要性でありますとか、あとは職員の職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合ということで、例えば技術職の方ですとか、退職により業務が著しい支障を生じるときには63歳まで特例任用ということであります。

ただし、第9条の第2項で3年を超えることができないということですので、特例任用は63歳まで、それ以降は64歳と65歳までは定年が段階的に引き上げられますので、管理職員ではなくなって、65歳まで主査以下で勤務をすることになります。

以上でございます。

○委員長 江川委員。

○5番 江川委員 若干まだ分からないところを教えてくださいんですけども、例えば部長職、課長職、それが代わりが見つからない場合は継続できるという解釈でいいのかと思

うんですけれども、例えば一般事務職の場合はそれはないという今の説明みたいだったんですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

一般事務職の場合は、特例任用できないというご質疑でございますけれども、規定上は、公務の運営に著しい支障が生じる場合は、可能性としては任用の特例は可能です。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○5番 江川委員 はい、了解です。

○委員長 その他に質疑はありますか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 すみません、再任用ですね。先ほどの課長の説明の中に、現在は60歳を過ぎると再任用ということで延長を図っていたわけですがけれども、98ページに、第12条、行田市職員の再任用に関する条例は廃止するということが書いて明確になっているんですけれども、でも先ほどの説明ですと、定年の段階的な引上げで暫定的に再任用は設けるというような説明があったので、よく分からなくなってしまったので、その暫定的にというのがどこに書いてあるのか。それをお伺いしたいのと、それと給料ですがけれども、資料の4、あと新旧対照表の47ページに7割水準ということで書いてあります。これは、再任用も同じかと思うんですけれども、どうだったのかお聞きしたいのと、この7割水準というのはどこから根拠が出てきているのかお伺いしたいというのと、じゃ再任用とこの定年延長はどちらが給料水準が高いのか低いのか同じなのか、まずそれだけお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

最初の再任用を暫定的にということですがけれども、現行の再任用制度は廃止されます。その後は、再任用を希望する場合は定年前再任用短時間勤務ということで、定年延長が例えば段階的に61、62、63、64、65歳となりますけれども、現行の再任用制度が引上げ後は廃止になりますので、65歳までは勤務できますが、定年後は暫定再任用という制度で、今の再任用制度と同様の制度で65歳までは勤務できます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 その言葉が、要はここに廃止しますよと明確にうたっているんだけど、じゃどこに暫定の話が書いてあるのかがよく分からないので教えてください。

○委員長 横田部長。

○総務部長 ただいまの人事課長の説明の中で、定年前の再任短時間職員制度の話がございましたけれども、その定年前の短時間再任用職員制度というのは、16ページの第4章の中に、新たな条の規定として追加してありますが、これは委員のご質疑の再任用制度が廃止されて暫定再任用になる再任用とは別です。ここは、一旦退職した人が短時間勤務を選択する場合の制度です。

それで、定年が65歳に段階的に引き上がりますけれども、65歳の前に定年になってしまう人が過渡期には出てきます。2年に1歳ずつ引き上がりますので。その場合に、65歳まで勤務するのを保証する関係で暫定再任用という考えが出てきますが、それは現在の再任用の条例を廃止しますが、99ページをお願いしたいんですけれども、経過措置の中で、第3条、99ページからずっと書いてあるんですけれども、例えば言葉としますと100ページの一番下に暫定再任用とか出てきますけれども、この附則で全て規定しています。それで、その給料の関係も、すみません、附則が長くて恐縮ですけれども、105ページ以下の106ページに、その暫定再任用の給料は、定年前の再任用職員に準ずるとかいろいろその辺もろもろがここに規定されておりますので、この附則で全て読んでいただくという形になるかと思います。

以上です。

○委員長 齊藤委員、よろしいですか。

○3番 齊藤委員 あと、さっきの給料の関係。

○委員長 松田課長。

○人事課長 給与の関係でございます。給料の7割水準と、再任用の給料の比較でございますけれども、再任用は……

○委員長 横田部長、よろしくお願いします。

○総務部長 給料がこれで7割水準に落ちるというお話の中で、暫定再任用と同じ水準になるのかというご質疑でよろしいでしょうか。現行の再任用制度は廃止になってしまいますので。

この場合、それぞれの定年延長になる前の職によって変わるんですけれども、モデルケースで考えたときに、この定年延長になった場合のほうが給与水準は高くなります。これは、例えば部長職が主査職に落ちますけれども、先ほども説明の中でありましたけれども、特定

日というのがあるんですが、その前日というのは部長職であった日と捉えていただきたいんですけども、そのときの給料の7割が定年延長の場合には保証されますので、そちらの給料が高くなるという考え方を取っていただきたいと思います。

厳密に言うと、再任用職員と定年延長の職員は、期末勤勉手当も定年延長職員のほうが通常の職員と同じ率になりますので、高いという形になるかと思います。

次に、この7割の根拠は国家公務員に準じる、均衡の原則によって国家公務員が7割という考え方を踏襲しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、部長というのは数人しかいないわけですけども、主幹で退職される方ももちろんいらっしゃると思うんですけども、主幹級だとどうなのでしょう。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田課長。

○人事課長 主幹だとどうなのかということですけども、主幹と暫定再任用を比較した場合ですか。

主幹の例えば5級の1号給で29万700円、それを7割にしますと20万3,490円、その後、再任用は新旧対照表の49ページに出ていますけれども、27万8,700円、ですのであくまでも5級の1号給が29万700円と申し上げましたけれども、主幹でも一番下の号給ですので、退職時の給料月額、60歳時点での給料月額によって一概には比較できないですけども。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 分かりました。

じゃ、あと退職金は60歳でもらうということによろしいですか。それと、例えば10年かけて2年ごとに段階的に延長していくというこの条例ですけども、新規採用職員について計画的にやっていかないと硬直するかと思いますけれども、その点、新しい人の採用についてどう考えているのかお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

初めに、退職手当の関係でございますけれども、定年の引上げになりますので、引き上がった後の例えば61歳、62歳、63歳、64歳、65歳、その引き上がった年度の時点で退職手当は支給になります。

次に、採用の関係でございますが、採用につきましては、定年が引上げとなる以降も、一定の新規採用者を継続的に確保していくことが必要でございます。職種ごとに、例えば現状とか課題を把握しながら、今後引上げ期間中の退職者等の見通しを立てながら、年齢構成の平準化を勘案しつつ、採用計画を立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第75号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第75号 行田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 02分 休憩

午後 2時 03分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○委員長 この際、執行部から発言の申出がありましたので、これを許します。

間宮課長。

○農政課長 それでは、委員長から発言の許可をいただきましたので、先ほどの議案第78号と第79号に係る質疑の中で、熊谷市の文化財保護の発掘費用の件ですけれども、熊谷市の道の駅構想地の中にある行田市の飛び地の部分に対しての発掘費用を市が支出したのかという質疑だったわけですが、それで自分が行田市が支出しましたと答弁したその部分で補足をさせていただきたいと思います。

この文化財の発掘費用につきましては、土地改良事業の中で発掘調査が必要となった部分について、熊谷市の部分は熊谷市で、行田市の飛び地の部分は行田市でということで、土地改良の事業の中で必要となりましたので、発掘の費用はそれぞれの市で支出したものでございます。だから、あくまでも道の駅のための発掘費用ではなくて、申し訳ないです、補足ですけれども、土地改良事業の中で必要となった文化財の試掘、発掘になりますので、土地改良事業の中で必要となった部分ということで、補足をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 大体の金額とか出ないですか。

○農政課長 すみません、金額はまだ出ていませんので、後ほどまた、発言の補足だけまずはさせていただきたいと思います。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 発言の補足をされたので、じゃ補足で聞きたいんですけども、土地改良で、熊谷も土地改良、行田も土地改良ということで、行田分の土地改良の分を行田が発掘を今予算はどれだけかかったか分からないということで、後で出してくれるということですが、じゃ熊谷も発掘したわけですね。熊谷分も発掘し、行田も発掘し。それで、その割合というのはどうなっていますか。土地改良の部分のその面積。ここの今この赤い部分が行田ですよ。それで、その角のところの、多分この角の色の塗っていないところが熊谷が出した、土地改良したということですか。この地図が出ていますので。位置図が。そういうことでよろしいですか。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

土地改良区域の事業区域内で文化財の発掘、試掘が必要となった部分ということになります。

○2番 細谷委員 試掘。

○農政課長 発掘調査。

○2番 細谷委員 発掘でしょう。

○農政課長 はい、発掘調査が必要となった部分で、熊谷市の部分は熊谷市教育委員会で、行田市の部分は行田市の教育委員会……

○2番 細谷委員 それは分かる。

○委員長 それが、面積とか金額とかが分からないということですよね。

○農政課長 それはちょっと今はありませんので、後ほど。

○委員長 後ほどお願いします。

次に、高澤委員、よろしくお願いします。

○1番 高澤委員 その試掘の、発掘の場所ですけれども、全面的にやったのではなくて、多分土地改良で行ったときに試掘をしなくてはならないというのは、ある高さまで掘ってしまうとか、区画を変更するときに発掘するんだと思うんだけれども、多分そういう考えじゃないのかと思うんだけれども。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

土地改良事業で、圃場整備で、排水路と低いところまで掘削等が必要な部分について発掘調査を行うことになります。

○委員長 高澤委員。

○1番 高澤委員 全面的にやる場合は、次の段階、例えば道の駅をつくるときにやりますよと、くいを打ちますからここはといたら、また熊谷市がやるということでしょう。そういうことですよね。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮課長。

○農政課長 道の駅の関係の部分については、熊谷市が今後やることになると思います。

○1番 高澤委員 了解しました。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 私、道の駅の部分については熊谷市がやる、いわゆる発掘調査、建物が建つ、いわゆる設計図ができて、そのところを地中深く掘るところを発掘調査するわけですよ。その前の試掘とはまた別ですね。今どっちを答えているのかよく分からないですけど

も、発掘調査というのはもう設計図ができてここに建ちますよというところを漏れなく深く掘るところを発掘調査するわけじゃないですか。その話をしているんですか。それを熊谷市がやるということですか。私が見ている限りは、全面的にあそこを今やっているような気がしたんですけども、違うんですね、そうしたら。あの通路部分とか何かそういうことですか。今言ったように、土地改良のことだから、いわゆる建物のところだけじゃなくて、どこを発掘するのか熊谷で、それをだから聞いているわけなんだけれども。

○委員長 横田部長。

○総務部長 いろいろ説明が行ったり来たりして、端的に申し上げると多分こういうことかと思うんですけども、土地改良事業をやるに当たって、例えば掘削が何センチ、何メートルとか深く掘る場合、ですからこの場合ですと水路とかになるんですかね、土地改良事業に伴うものということで今回の発掘費用と。ですから、今後熊谷市が負担するかもしれないというのは、新たにまた別の工事をやった場合という考えでよろしいのかと思うんですけども。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうしたら、今の話だと、あの建物が建つところとか、そういうところは熊谷がやるわけで、今その土地改良でいわゆる通路になったり水路になったり、そのところを発掘をしましたということです。それは今、私それを分かった上で、熊谷がどれだけ、この今赤い部分、現在というところですよ、現在これは行田ですよ。

〔「赤い部分」と言う人あり〕

○2番 細谷委員 赤い部分は行田ですよ。ですから、ここをどれだけの費用をかけて発掘したのか、どのぐらいの面積をしたのかということを聞いているんです。それを後で持ってきますというので、待っていますので、よろしくお願いします。

○委員長 後でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 10分 休憩

午後 2時 12分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第69号について

○委員長 次に、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）中、総務部所管

部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

吉田税務課長、お願いします。

○**税務課長** それでは、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算の税務課所管部分についてご説明いたします。

議案書の28、29ページをお開きください。

こちら2款2項2目賦課徴収費の22節償還金利子及び割引料の説明欄にございます過誤納金還付金について、500万円の増額補正でございます。

これは、法人市民税の申告や市県民税の更正等に基づく還付が重なり、予算の残額が減少し、今後の還付に対して予算不足が見込まれることから、過去の実績等に基づき追加措置をしたものでございます。

令和4年度の予算還付の状況は、10月末現在で2,390万1,931円、予算残額は109万8,069円となっております。

次に、令和4年度の残りの期間、11月から3月までの支出見込額につきましては、過去の実績としまして平成29年度から令和3年度までの5か年の支出額の平均を見ますと、最終的に約3,000万円程度となっていることから、今後の還付の見込額としまして3,000万円から執行済額の約2,390万円を差し引いた約610万円の支出が見込まれます。そういたしますと、予算残額の約109万円と比較し、約500万円の不足が生じることから、今回予算の増額補正を計上したものでございます。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

△議案第69号の質疑

○**委員長** 次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○**3番 斉藤委員** この過誤納金還付金というのは、これは中間申告に関わる還付金ということでしょうか。

○**委員長** 執行部の答弁を求めます。

吉田課長。

○**税務課長** こちらの過誤納金につきましては、そういった法人市民税の申告に係るものもご

ざいますし、また個人の市県民税の更正、また固定資産税も含まれております。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、持続化給付金とかいろいろとありましたね、コロナに特化してのそういう自営業者に関する給付金みたいなのがあったと思うんですけども、その影響がどれぐらいここに表れているのかというのが気になる場所ですけども、要はそういった国でコロナ禍の対応をする給付金というのが、雑収入として申告しなくてはいけないということがあります。そうすると、必然的に中間納付を今までやっていない方も出てくるのかと。前年度の収入で中間申告するかどうかは決まると思うんですけども、その辺の影響はここに表れていますかということで、気になる場所なので伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田課長。

○税務課長 令和4年度の過誤納金につきましては、令和3年度以前に納付されたものが対象となりますので、持続化給付金につきましては、主に支給されていますのが令和3年中だと思いますので、今回の過誤納金についてはあまり影響がないというところでございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、この中間納付はそういった国でやっている給付金の影響は何も受けていないということでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田課長。

○税務課長 中間納付というのは法人市民税になりますが、何も受けてないというか、その全部細かいところは当たっておりませんが、ただ、この令和4年度中のこの過誤納金として予算から還付されるものについては、令和3年度以前に納付されたものが対象でございますので、例えば給付金が令和3年途中に支給されたものであれば、この市民税等の所得とすれば、令和4年度以降に影響してくるものでございますので、今回の還付金にはさほど影響がないと考えております。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 すみません、私、その令和3年度以前にそういう給付金があったかと。い

ろいろなのがあったんですよ、中小業者だとか、飲食店に特化したものとか、それぞれがあったと思うんで、要は営業していなくてもそれだけの給付金ということで、国からもらっている業者がかなりあったので、ここに影響しているんじゃないかと。すみません、私もそこまで調べてこなかったのも悪かったんですけども、ないということでもいいのかな。いいんですかね。要は、結局給付金ということでいただいて雑収入で申告しても、税金がかなりかかってくるわけですね。皆さん、国から例えば飲食店であれば1,000万円もらっても500万円は税金ということで、こういう中間申告が出てきてしまうのかなと。そうすると、この見込みが大丈夫なのかという心配がありました。11月から3月分は平成29年から3年の5年間の平均だということですけども、それも見込んでの還付金ということでいいですか。大丈夫ですかと。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田課長。

○税務課長 給付金が出ると、逆に所得が増えるわけですので、こういった還付金が出るというのは、課税所得が減少した場合、還付が生じる場合が多いんですね。今回の過誤納金は、法人市民税、個人市県民税、それから固定資産税も含まれておりますので、固定資産税等も過年度のものが還付になったものがございますので、そういったものも今回影響しておりますので、給付金の影響というところで積算しているものではございません。

以上です。

○委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）中、総務部所管部分についての審査を終了いたしました。

以上をもって、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第69号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）についての討論を行いますので、討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 19分 休憩

午後 2時 20分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日12月20日の午前8時30分から第1委員会室で行いますので、時間までにご参集願います。

△閉会の宣告

○委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後 2時 22分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 加 藤 誠 一

建設環境常任委員会

1 2 月 8 日（木曜日）

令和４年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和４年１２月８日（木曜日）
- 開催場所 第２委員会室
- 付議事件 議案第６９号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第９回）
議案第７２号 令和４年度行田市水道事業会計補正予算（第３回）
議案第７６号 さきたまテラスゾーンの設置及び管理に関する条例
議案第７７号 行田市手数料条例の一部を改正する条例
議案第８０号 指定管理者の指定について（行田市斎条）
議案第８２号 指定管理者の指定について（行田市古代蓮の里）
議案第８６号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第１０回）
- 審査日程 **【都市整備部】**
議案第７２号 令和４年度行田市水道事業会計補正予算（第３回）
議案第７７号 行田市手数料条例の一部を改正する条例
議案第８２号 指定管理者の指定について（行田市古代蓮の里）
議案第６９号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第９回）
【環境経済部】
議案第７６号 さきたまテラスゾーンの設置及び管理に関する条例
議案第８６号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第１０回）
議案第６９号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第９回）
【市民生活部】
議案第８０号 指定管理者の指定について（行田市斎条）
議案第６９号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第９回）

○出席委員（6名）

委員 長	小林 友明 委員	2 番	木 村 博 委員
副 委員 長	小林 修 委員	3 番	吉 田 豊彦 委員
1 番	高 橋 弘行 委員	4 番	吉 野 修 委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

吉 田 悦 生	市 民 生 活 部 長
磯 貝 和 実	市 民 課 長
風 間 重 文	交 通 対 策 課 長
江 森 裕 一	環 境 経 済 部 長
森 原 秀 敏	環 境 経 済 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長
近 藤 隆 洋	環 境 課 長 兼 粗 大 ご み 処 理 場 長
蓮 見 宗 徳	環 境 経 済 部 副 参 事
斎 藤 和 也	都 市 整 備 部 次 長 兼 建 築 開 発 課 長
寺 田 定 弘	都 市 計 画 課 長
橋 本 雅 至	上 下 水 道 経 営 課 長
加 藤 修	水 道 課 長
藤 野 賢 哉	都 市 整 備 部 副 参 事

○事務局職員出席者

書 記 田 島 裕 介

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

委員の皆様、そして執行部の皆様には、当委員会に朝早くからご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

一昨日ですか、行田市の冬の風物詩の1つであります酉の市が、もう大変な人出でにぎわったようでございます。あわせて、本年も残すところあと3週間となりましたけれども、これから年末になりますので、どうぞ皆様にはお体にご留意いただいて、議員の皆様には議員活動、そして執行部の皆さんには日常業務に取り組んでいただきたいと、このように思います。

では、座って進行させていただきます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案5件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案2件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

初めに、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部次長にご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部次長 おはようございます。

都市整備部次長の斎藤でございます。

本来であれば、青山都市整備部長がご挨拶を申し上げるところでございますが、体調不良により本日欠席をさせていただいております。代理で一言ご挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の小林友明委員長を初め、委員の皆様には、日頃より都市整備部所管の事務事業に深くご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日、大変お忙しい中、今回都市整備部に係る４議案につきまして審査をいただきますことに、心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第72号 令和４年度行田市水道事業会計補正予算（第３回）、議案第77号 行田市手数料条例の一部を改正する条例、議案第82号 指定管理者の指定について（古代蓮の里）及び議案第69号 令和４年度行田市一般会計補正予算（第９回）でございます。何とぞ慎重なる審査、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長から説明を申し上げます。本日は、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第７２号について

○委員長 初めに、議案第72号 令和４年度行田市水道事業会計補正予算（第３回）を議題とし、執行部の説明を求めます。

水道課、加藤課長、お願いします。

○水道課長 座って説明させていただきます。

それでは、議案第72号 令和４年度行田市水道事業会計補正予算（第３回）につきましてご説明申し上げますので、議案書の55ページをお願いいたします。

本案は、コロナ禍において原油価格の高騰や国際情勢の影響などにより、電気料金の高騰が続いており、水道施設の動力費について不足が見込まれることから、所要額を計上するものでございます。

動力費としての電気料は、向町浄水場、南河原浄水場、西部配水場、北部配水場の施設等でございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

第１条は、総則でございます。

第２条は、収益的収入及び支出でございます。補正予定額は、収入の１款水道事業収益1,000円の増、支出の１款水道事業費用6,692万5,000円の増とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補てん財源の内訳を、予算の第4条本文括弧書中「建設改良積立金3億円及び過年度分損益勘定留保資金2億7,640万6,000円、当年度分損益勘定留保資金2億5,120万2,000円」を「建設改良積立金4億円及び過年度分損益勘定留保資金2億4,053万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,707万2,000円」に改めるものでございます。

次の56ページから60ページまでは、補正予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、61ページをお願いいたします。

補正予算説明書の（1）収益的収入及び支出についてでございます。

収入の1款水道事業収益、2項営業外収益、4目雑収益、4節その他雑収益1,000円は、消費税及び地方消費税の還付措置に備えての科目存置でございます。

続きまして、支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、23節動力費3,623万6,000円は、浄水場等で使用する動力費としての電気料で、また2目配水及び給水費、23節動力費3,068万9,000円は、配水場で使用する動力費としての電気料で、合計で6,692万5,000円でございます。

なお、不足額につきましては、営業収益により補てんするものでございます。

以上で議案第72号についての細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第72号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、ひとつお願いいたします。

今説明の中で、新たに水道料金の燃料費の高騰で、6,692万5,000円が今回かかるということと出されているんですけども、最初の説明では、収入に関しては、これは営業収益ということが今お話がありました。そうすると、これは今行っている12%値上げした水道料金、それにおいて十分にこれが賄えるということで、今の説明はそういう考え方でよろしいですか、お願いします。

○委員長 加藤課長、お願いします。

○水道課長 12%値上げ、料金改定の方でございますけれども、この燃料費につきましては、

今年度分の予算の中で不足が生じるため、この6,600万円を補正するものでありまして、料金の中で賄えるものでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、今のお話の中で、今後、来年度以降を含めた形では、どういうふうはこの燃料費の高騰が反映されてくるのか、その予測を教えてください。今のままいったら、使用料の値上げはこれ以上はないということでもいいのかどうかを含めてお願いいたします。

○委員長 どうですか。

加藤課長。

○水道課長 今年度分につきましては、営業収益で賄える、水道料金で賄えると考えておりますが、今後、来年度以降も燃料費等、電気料は上がっていくものと考えられますが、来年度は、まだ予算は今作成中でございますけれども、見込みとしては賄えるものと考えております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

3番 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 ちょっと細かくなると思うんですけれども、動力費の追加予算というのは計算の出し方はどうなっているんですか。どういうふうにして、浄水場等の動力費は、この数字を出す方法をちょっと教えていただきたいんです。

○委員長 吉田委員、なるべくマイクに近づいて話をしてください。

執行部、どうですか。

加藤課長。

○水道課長 燃料費の積算根拠ですが、9月分を根拠といたしまして、9月分が約1,050万円で、約1.6倍を見込んでおりまして、6,692万5,000円という積算をしたところでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか、吉田委員。

どうぞ、吉田委員。

○3番 吉田委員 9月の1.6倍ということですね。それ平均で、これからね。そうすると、

3月までだと7カ月あるのかな。

〔「6カ月」と言う人あり〕

○水道課長 10月分からです。9月までは。

○3番 吉田委員 10月からね。

○水道課長 はい。

○3番 吉田委員 1,050万円という形で。

○水道課長 それの1.6倍ですから。

○3番 吉田委員 それで6倍ということね。分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 よろしいです。ありがとうございます。

○委員長 ほかにはいかがですか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長 では、他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第72号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第72号 令和4年度行田市水道事業会計補正予算（第3回）は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 42分 休憩

午前 9時 45分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第77号について

○委員長 次に、議案第77号 行田市手数料条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

建築開発課、斎藤課長、お願いします。

○建築開発課長 それでは、議案第77号について細部説明を申し上げます。

議案書の117ページをお開き願います。

議案第77号 行田市手数料条例の一部を改正する条例でございます。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和4年9月16日に、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他建築物の低炭素の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示が令和4年8月16日に公布及び告示され、ともに令和4年10月1日に施行されました。低炭素建築物新築等計画の認定申請の単位は、改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則において、建築物全体、住戸の部分のみ及び建築物全体及び住戸の部分の3種類の申請単位が指定されています。今般の改正により、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備による電力創出による省エネルギー設備の導入、外壁などの高断熱利用などにより、生活で消費するエネルギーよりも生み出すエネルギーが上回る住宅、建築物を目指すネット・ゼロ・エネルギーハウス、ZEH、ネット・ゼロ・エネルギービル、ZEBの省エネ基準の取組を成功させる観点から、認定申請の単位については、共同住宅等及び複合建築物の1住戸を対象とする認定を廃止するとともに、建築物全体に加えて複合建築物の住宅部分、複合建築物の非住宅部分が対象となりましたので、手数料の改定はございませんか、本市における手数料条例においても所要の改正を行うものです。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の53ページ、行田市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。

今回改正いたしますのは、別表第1でございます。改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査の項中の左から3番目の欄、その他の建築物及び55ページの同じく左から3番目の欄の共同住宅の共用部分、その他の建築物につきましては、今般の低炭素建築物の認定基準の改正により、それぞれ建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準、Iの第2の2-3(2)のロ、算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物に係る規定を削除するものです。

次に、57ページをお願いいたします。

上から２項目めの都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査につきましても、同様に改正するものです。

戻りまして、124ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行日は、公布の日からとするものでございます。

なお、経過措置でございますが、附則第２項といたしまして、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行規則の一部を改正する省令を、施行日前に既に認定を受けている場合及び認定申請をしている場合の省令改正前の旧様式による変更の認定申請に係る手数料については、改正前の手数料によるものでございます。

また、附則第３項といたしまして、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示を施行日前に認定申請をしている場合は、または認定を受けている計画及び認定申請をしている計画に関する変更認定の場合は、改正前の認定基準を適用するものでございます。

以上で議案第77号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第77号の質疑、討論、採決

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

いかがですか。どうでしょうか、よろしいですか。今の説明、了ということでよろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 では、質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第77号 行田市手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 55分 休憩

午前 9時 57分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第82号について

○委員長 次に、議案第82号 指定管理者の指定について（行田市古代蓮の里）を議題とし、執行部の説明を求めます。

都市計画課、寺田課長、お願いします。

○都市計画課長 都市計画課の寺田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第82号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の138ページをお願いいたします。

本案は、古代蓮の里の指定管理について、令和4年度末をもって現在の指定管理期間が満了を迎えることから、令和5年度以降も指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は、古代蓮の里でございます。

指定管理者として指定する者は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団でございます。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

指定管理業務の概要でございますが、古代蓮会館、駐車場、売店及び食堂などの施設運営業務のほか、花蓮や樹木など植物の管理を初めとする施設管理業務などがございます。

なお、今回の指定に当たりましては、本年7月21日から同年9月9日まで指定管理者を公募したところ、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団1者から応募がございました。応募書類及びプレゼンテーション内容について、古代蓮の里指定管理者選定委員会にて審査を行った結果、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団を指定管理者候補者と決定したものでございます。

本案について議決をいただいた後は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に対して指定の旨を通知するとともに、基本協定を締結し、令和5年4月1日から管理

を開始する予定でございます。

以上で議案第82号 指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第82号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1 番 高橋委員、どうぞ。

○1 番 高橋委員 それでは、何点か質疑をさせてください。

今もご説明いただきましたけれども、その中を含めて何点かお願いいたします。

今、公募の件で、7月21日からということで公募したという、その結果が1者ということでございますけれども、まず公募の方法は、改めてもう一度、本会議でもあったかなと思うんですけれども、もう一度、どういう方法で公募したのか、確認させてください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

公募の方法につきましては、市のホームページに掲載をして公募をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1 番 高橋委員 そうすると、本会議の他の議員の質疑でもこれが出ていましたけれども、7年前に応募してくれた相手様のところへ、資料を前もって、ホームページではなくて資料を郵送したということをやったんですか。やらないんですか、このことは。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

特定の業者様に事前にご連絡をしたということはありません。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1 番 高橋委員 なぜ、しなかったのか。その理由はあったら教えてください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

広くいろいろな業者に平等に提案をしたいという中で、市のホームページを利用させていただきまして公募をしたところでございまして、事前に別の特定の業者にお声がけをするというようなことはしなかったものでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、2年前には、他の市では指定管理者の改正を行っていますよね。そのときの他の市でのそういう公募方法は参考にしたんですか、どうなんですか。そこら辺のところを教えてください。一切関係なしに、行田市のみの考えでこのホームページのみでやったのか、ちょっとそこら辺、どういう検討をしたのか教えてください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

他の市の公募のやり方、要は個々にお声がけをしたかという部分は存じ上げてはいないですけれども、市の指定管理者の検討委員会の中で、公募の方法などについてある程度の基準を設けまして、その中で、古代蓮の里選定委員会において公募の方法なども決めたところがございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 今の説明の中で、基準という言葉が出ましたけれども、何か基準が出来上がっているんですか、そういうことについては。公募の基準というのがあったら教えてください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 まず、行田市指定管理者制度運用方針というものがございまして、その中で各施設の指定管理者の募集要項などについて、ある程度基準がございます。その中で、今回古代蓮の里に関しましては、古代蓮の里選定委員会において、募集要項などについてもご議論いただきまして、決定したものでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、その基準というのは、その選定委員会の中で話し合ったことが基準というわけですか。それとも、何か箇条書でこういうことをというふうな、細かく基

準内容があるのかどうか、教えてください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

ちょっと繰り返しになってしまうんですけれども、先ほどの行田市指定管理者制度運用方針というものがございまして、その中で指定管理者選定委員会設置要綱というものがございまして。その中に募集要項の事柄なども書いてございまして、それを参考に、古代蓮の里指定管理者募集要項というものを作成いたしまして、その内容について、古代蓮の里選定委員会に諮ったものでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 私が今聞いているのは、その募集内容を聞いているのであって、そういう何か、細かくそういうことはやりなさいと、ここまでとか、そういうことを今私は聞いているんで。

○委員長 どうですか。

寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

行田市指定管理者制度、その運用方針という中に、指定管理者の公募というものが書かれておりまして、募集の方法などについて、そちらで記載してございます。それを用いて、古代蓮の里の募集要項に反映したものでございます。運用方針に募集の方法というものが書いておりますので、それを参考にさせていただきました。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、何回も聞いて申し訳ない。その方法は、どういう方法でやることになっているのかを聞きたかったんです、それをね。そういうのがあるんだと言っているけども、では、その方法は何をもってやっている、こういうことをやりましたという、その中身を聞いているんです。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 この運用方針の中では、指定管理者の募集に当たっては、市報及びホームページによる募集ということが記載されてございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員　すると、結局はホームページ以外は別に必要はないということで、募集についてはそんなことですね。初めから、だったらそういうふうに言っていただければ。そう
ですか、確認します。

○委員長　どうぞ。確認ですから。

寺田課長。

○都市計画課長　募集要項では市のホームページということが原則で書かれておるんですけれども、今回のこの古代蓮の里におきましては、公表した中で説明会なども開催したんですが、1者しかその説明会にもおいでいただけませんでした。

その中で、さらに広く民間の皆様にも、どういうふうにすれば知らせられるかという部分でちょっと考えまして、時事通信社がやっている i J AMP というサイトがございまして、そういうものにも古代蓮の里が今指定管理者を募集していますというようなものは、今回の古代蓮の里に限っていえば、やらせていただいております。

以上です。

○委員長　高橋委員。

○1番 高橋委員　今、公募についての内容を聞かせていただきました。

もう一点よろしいですか。

○委員長　はい、どうぞ。

○1番 高橋委員　それでは、先ほどの説明の中で、プレゼンテーションを行ったということですが、たとえ1者であってもこれをやったということで、その内容、プレゼンテーションを教えてくださいたいと思います。

○委員長　どうですか。

寺田課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

事前に古代蓮の里指定管理者募集要項の中で、提案内容という部分で、審査項目として基本事項の部分ですとか、業務の実施内容、安定して管理運営を行う能力、その他としては地域等への配慮、そういうものについて審査を行ったものでございます。

以上です。

○委員長　高橋委員。

○1番 高橋委員　そうすると、7年前の指定管理者と今回同じですが、その中で、プレゼンテーションの中で何が前回と優れていたと。これは、前回よりいいなということがあ

ったら、それを教えていただきたいと思います。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

前回とという部分で、もしかしたら前回も出ているようなものもあるかもしれないですけども、私たちが、選定委員会で見させてもらった中で、古代蓮の里ですから、行田蓮の生育の管理という部分の花や土壌、病虫害対策などの部分の分析や提案がされていたというものがまず1つございます。

また、売店の運営などについても、地元産業との連携意欲が見受けられたという部分がございます。

また、あと自主事業の部分では、フラワーアートの事業ですとか、あとはイルミネーション、またコスプレイベントですね、そういう人が集まるような誘致事業なども数多く提案をしていただきました。当然、地元事業者の出店も募るようなものも提案されておりまして、地域と一体で公園を運営していくというようなものが見受けられました。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、今地元の産業、売店の話で、何か今までと違った新しいデザイン的な商品が生み出されるとか、そういうものの変化があったということで捉えていいんですか。売店においては、こういうことが新たにできたということ。

それと、つなげて言うと、フラワーアートとかそういうことに関しても、これも今回新しく提案があったということでよろしいんですか。従来と同じなんですか。それとも、これは新しい催物、イベントができたなとかと、そういう提案があったんですか。その2点、聞かせてください。今の説明の中で。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

まず、売店の新しい商品という部分につきましては、特に新しい商品というものはございませんでしたが、今後、新しい商品開発に向けて検討をしていくというようなものは記載してございました。

また、先ほど来の自主事業の部分の新しい提案があったのかというところでございますが、提案内容を見ますと、子どものテーマパークとか、子ども向けスタンプラリーとか、そういうものが新しいものかと思います。あと、ふるさとグルメ in 古代蓮の里、そういうものも

行うということで、今までやってきたもののプラス、財団が自ら考えて提案をされたというものも含まれてございました。

以上です。

○委員長 どうですか。

高橋委員。

○1番 高橋委員 結局はまだ、今聞いている中では、売店の新しい商品は、結局は変化はないということと、そういう新しいこれから何かを開発していくんだろうという期待感で、これを新しくということで捉えたと解釈させていただきますけれども、もう1つ、今回の選定基準の中で、私、以前こういう話を聞いたんですけれども、よろしいですかね。

○委員長 はい。

○1番 高橋委員 市民の方から、外のトイレ、売店のところのトイレではなくて、外のトイレが大変汚いという苦情があって、これで観光客が来たら、清掃管理はどうしているんだろうかというお話を聞いたことがあります。そういうことも今回はこの選定の基準の中に入って、プレゼンの中で行ったのかどうか、ちょっとお願いいたします。トイレ管理、こうやって来ていますんで、お願いいたします。

○委員長 どうですか、ちょっと範囲が広がっていますけれども。

○1番 高橋委員 すみません。

○委員長 どうぞ、課長、お願いします。

○都市計画課長 お答えいたします。

今回のプレゼンテーションの中に、トイレなどの清掃の頻度とか、そういうものは含まれてございませんでした。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがですか。どうでしょうか。

どうぞ、4番 吉野委員。

○4番 吉野委員 ちょっと質問が前のほうへずれてしまいますけれども、前回、7年前に公募をしたんですけれども、この公募の内容といいますか、条件があると思うんですけども、今回はどこか変更したとか、そういう部分というのはございますか。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

前回とちょっと違うところといいますと、開花期のシャトルバスについて今回義務づけにしております。また、売店や食堂について、地元事業者との連携を考慮するように、仕様書に記載してございます。

以上でございます。

○委員長 どうですか。

○４番 吉野委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。

○４番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかにいかがですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第８２号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第82号 指定管理者の指定について（行田市古代蓮の里）は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 １０時 １７分 休憩

午前 １０時 １８分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第６９号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、都市計画課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

都市計画課、寺田課長、お願いします。

○都市計画課長 それでは、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）のうち、都市計画課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の上から7つ目、古代蓮の里指定管理について債務負担行為を設定するものでございます。

令和5年度から令和9年度までの新たな指定管理期間における指定管理業務に関するものであり、限度額2億8,692万円の債務負担行為を設定するものでございます。本業務は、令和5年度当初から業務に着手する必要があるため、債務負担行為を設定し、本年度中に協定締結に係る事務手続等を行うことにより、業務の円滑な遂行を図るものでございます。

以上で議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）のうち、都市計画課所管分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第69号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 確認ですけれども、令和4年度から令和9年度までということですが、4年度には支払いは生じないということでしょうか。

○委員長 寺田課長、どうぞ。

○都市計画課長 お答えいたします。

債務負担行為が令和4年度からの設定ということで、今回議決いただきました後に、基本協定を結んで、年度協定を結ぶという形でございます。年度協定の時期によっては、支払いの関係があるのかなとは思いますが、ちょっとまだそこは、今年度の支払いの部分についてはまだちょっと未定でございます。手続としては、基本協定の後、年度協定を結んでいくというようなことでございます。

〔「ないんですか」と言う人あり〕

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 すみません、ちょっと答弁を修正させてください。

今年度の支払いはございません。失礼しました。

○委員長 木村委員、それでよろしいですか。

○2番 木村委員 結構です。

○委員長 ほかにはいかがですか。

4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 ちょっといいですか、2億8,600円というのは恐らく提案価格だと思うんですけども、これから相手がオーケーですよということで議会で承諾というか、オーケーすれば、ここから価格交渉というか、多分随契の入札をするのかなと思うんですけども、これより安くなってほしいんですけども、どうなんですかね。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

この後、企業と協定締結に向けてお話をするわけですけども、当然その辺のお金の部分のお話なんかも出てくるのかなとは思いますが、協議により、その辺は決まっていくのかなと思っております。

以上です。

○委員長 よろしいですか、吉野委員。

○4番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがですか。

どうでしょうか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を集結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 22分 休憩

午前 10時 33分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長にご挨拶をお願いいたします。

お願いします。

○環境経済部長 環境経済部でございます。

委員の皆様には、環境経済部の事業に対しましてご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、さきたまテラスゾーンの設置及び管理に関する条例外、補正予算についてご説明申し上げます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第76号について

○委員長 初めに、議案第76号 さきたまテラスゾーンの設置及び管理に関する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

商工観光課、森原課長。

○商工観光課長 おはようございます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第76号 さきたまテラスゾーンの設置及び管理に関する条例について説明させていただきます。

議案書の108ページをお願いいたします。

本案につきましては、県立さきたま古墳公園内に新たにさきたまテラスゾーンを設置し、管理するために必要となる条例を新規に制定するものでございます。

名称につきましては、本会議でご説明させていただいたとおりでございます。

それでは、条文の内容についてご説明申し上げますので、109ページをお願いいたします。

第1条は、設置目的を定めたものでございます。

第2条につきましては、名称、位置及びエリア構成について規定したものでございます。

第3条は、休業日及び利用時間について規定したものでございます。

第4条は、業務について規定するものでございます。

110ページをお願いいたします。

第5条につきましては、使用の許可について規定するものでございます。

第6条は、駐車場の使用の制限について規定するものでございます。

続く第7条は、使用許可の制限について規定するものでございます。

第8条につきましては、目的外使用などの禁止について規定するものでございます。

第9条は、使用許可の取消し等について規定するものでございます。

111ページをお願いいたします。

第10条から12条は、使用料の設定、減免、還付について、それぞれ規定するものでございます。

第13条につきましては、使用後の原状回復の義務について規定するものでございます。

第14条は、禁止行為について規定するものでございます。

112ページをお願いします。

中ほど、第15条は、使用者に対し、賠償責任を求めることについて規定するものでございます。

その下、第16条は、施設に係る業務について、指定管理者に行わせることができる旨を規定するものでございます。

113ページをお願いします。

第17条から第22条につきましては、指定管理者の指定の手續等について、それぞれ規定するものでございます。

115ページをお願いします。

第23条から第26条につきましては、利用料金の収入の帰属及び利用料金の額などについて、それぞれ規定するものでございます。

第27条につきましては、委任について規定したものでございます。

隣、116ページをお願いします。

附則でございますが、本条例の施行日を、令和5年4月1日からとするものでございます。

別表でございますが、使用料について、イベント、出店の2区分と規定するものでございます。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、何点かありますので、途中で1回切らせていただきながら、最初に何点かやらせていただきたいと思います。

私、本会議の質疑でも、このテラスゾーンに関しては質疑をさせていただきました。そのときにも冒頭にお話させてもらったんですけども、そもそもこのテラスゾーンで条例がまず必要なものなのかという観点から、ここのテラスゾーンを設置することで、その後のことが条例として必要なのかという、そういう観点の中から本会議での質疑をさせていただきました。

それで、まず第一に聞きたかったのは、埼玉県とのこの土地の問題はどういう関係になっているのかということで、以前、議運の12月議会の説明のとき、総務部長に、この件に関しては、土地問題はどのような県との関係になっているということを聞きました。そうしたら、今日、その中身が手元に資料として配られました。そうすると、この中には、要するに使用料というものは書いてあるけれども、使用料を取るということの必要性を書いてはいないんですね。必要性がないんですね。生じた場合にということが書いてあるだけであって、生じなければ、何も使用料を取ることはないということが、埼玉県と行田市との許可条件になっているということ。

それを、なぜ今回こういう利用料を取るようなところに進んだのか、そこが一番疑問だったんで、まずそれを説明してください。

○委員長 執行部、いかがですか。

蓮見副参事、お願いします。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

今回のさきたまテラスゾーンにおいて、使用料をなぜ設定したのかということでございますけれども、このテラスゾーンにおきましては、通常の公園利用と違いまして、物販施設がございまして、飲食物の販売、それから農産物等の販売等がございまして、県内にございます道の駅と同様の運用ということになりますので、そこを踏まえまして、使用料を設定させていただきました。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 今回、私たちが審査しているのは、道の駅等を含めた形での建物の中身ではないんですね。中身の審査はしていません。これに関して、あくまでもテラスゾーンということですから、駐車場を含めた形での問題と私は捉えたので、ならば、そういうことであるならば、今回想定しているのはさきたまテラスという建物の名称のものなのかなという感じがするんですね。

ならば、そこに今年度は指定管理をしないでお任せするということが、本会議の質疑でも部長の答弁がありましたけれども、それであれば、別にさきたまテラスの建物の管理者に、そこにお任せしても十分にこの土地の管理はできるのではないのか。改めて条例をつくってまで、指定管理者を募集してまでやることはないのではないのかと感じますので、その点、もう一度答弁をお願いいたします。

○委員長 部長、お願いします。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

まず、このさきたまテラスゾーンに関しましては、県から市が借り上げてまして、この場所を設置しておるわけでございます。市が行う事業でございまして、この部分を市民に利用していただく場合には公の施設となります。公の施設を設置するためには、条例によって設置管理条例を設定するのが一般的でございますので、その例によって、このさきたまテラスゾーンの設置管理条例を今回提案させていただいたものでございます。

市の管理する部分に関しましては、一義的には市が管理していかななくてはなりません。その後、本会議でもご説明申し上げましたが、委託やそういった形で、市が直接管理するのか、委託で出すのか、そういったことを検討して管理をしていくわけでございます。その委託先として、観光局が受ける可能性というのはあるということで、ご答弁申し上げたところでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 今の説明の中で、市の土地だからという説明がありましたよね。そうすると、私ちょっとうがった見方をするんですけども、行田市商工センターの前の駐車場、あれは土地開発公社が持っていますよね。これ条例あるんですか、ここでは。商工センターの利用者の方の利便であの駐車場は造っています。ですよね、そういう目的であそこは造ったと思っています、私は。そうすると、そこにはそういう条例がなくて、今回どうしてこの条

例を必要としているのか。あれは、また管理者、持っているところが違うからね、開発公社。そこら辺のところでどうも腑に落ちないんです、この点がね。

○委員長 どうですか、ちょっと外れますけれども。その辺、どうですか。

江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

商工センターの県道を挟んで反対の駐車場との違いということでございますが、今回、商工センターの駐車場に関しましては、土地開発基金で所有しているものでございまして、これは行政財産ではなく普通財産に区分されておまして、土地利用のめどが立つまでの間、商工センターの駐車場として利用しているものでございます。

今回、さきたまテラスゾーンに関しましては、観光振興を目的として、こういった施設を整備していこうという市の方針の下に県から借り上げるものでございまして、これは公の施設として条例を設置して管理していくべきという判断をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、もう一度戻りますけれども、使用料というところですけども、使用料というのは、それが生じた場合は埼玉県都市公園条例によるということで、県へ納めるということが、この許可条件の7番目に書いてあるのを今読ませていただきましたけれども、どういうものがその使用料に当たるんですか。今回この中で、使用料というものが条例の中にあります。それは、埼玉県に納めるということになるのかなと思うんですけども、その使用料というのはどういう内容なのか、教えてください。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

この許可条件は、これ一般論のものが書いてございまして、このほかに、市として今回条例を設置します。県の公園の中ですけども、その中に市が条例を設置して管理していくと。この条例に基づいて、利用料、使用料を徴収することができる旨、規定しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、本会議の質疑の中で、使用料は行田市が得る収入、利用料は指定管理者が得る収入という説明だったと思います。それに対して、利用料ではなくて、使

用料に関してはどういう内容があるんですか。それをお聞きいたします。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

今回想定している使用料については、店舗が出店するものと、イベント利用による使用料を想定しております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 もう一度確認させて。使用料は何なんですか。

○委員長 挙手願います。

蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

使用料は、市が直営した場合において利用がされた場合の、店舗が出店する際の店舗の出店料、それからイベントが利用される場合のイベントの使用料ということになっております。

以上でございます。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 ちょっと補足させていただきます。

当初は市が直接管理する予定でございまして、この場合は、市が直接徴収する場合は使用料になります。来年、再来年以降、もし指定管理になった場合は、指定管理者が設定して徴収するものが利用料になりまして、こちらは内容としては同じになります。市が設定した金額は、この条例に基づいて、1平方メートル100円、1店舗600円という、これは固定の金額になりますが、指定管理者が受けた場合には、この条例上の料金の範囲内で指定管理者が使用料を設定できるというものでございます。

ですので、来年度においては、現在のところ、指定管理者を置かない予定でございまして、市が直接管理するために、こちらの第10条に基づく使用料という形で徴収させていただくことになります。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、あくまでもこれ、さきたまテラスゾーンということですけども、その中で県とのこの許可条件を読ませていただくと、どうなんですか、このさきたまテラスという建物のその使用料は取るんですか、取らないんですか、土地の。このテラスゾ

ーンに乗っているわけでしょう。乗らないんですか。乗るんならば使用料を取るんでしょうと思うので、さきたまテラスの建物に対しての土地、建物は分かりますけれども、下の土地に対しては行田市としては使用料は取るんですか、取らないんですか。お願いします。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

さきたまテラスの底地ですね、そちらについては使用料は免除という形で考えております。

〔発言する者あり〕

○環境経済部副参事 すみません。訂正させていただきます。

市として免除ということではなくて、こちらの利用に関しては、料金はかからないと……

〔発言する者あり〕

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

申し訳ございません。まず、県からこの約3,000平方メートルは市が借り上げて、設置許可を受けて県からお借りしてしまして、このさきたまテラスのテラスゾーンの中のテラスの建物の部分に関しては、市と観光局の協定で、この部分については土地の使用料は徴収しないということになっていまして、今回の条例は、この建物部分を除いた範囲がテラスゾーンとして設定されているものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そういう説明が全然できていなくて、ただテラスゾーンの中ということになってくると、埼玉県は使用料をもらわないということであれば、なぜそういうことが、行田市だけが基金化を含めた形で取らなきゃならないのかというのが、そこら辺のところがよく分からないですけれども。

そうすると、その収入はどういう形で使っていくんですか。利用していくんですか。ただ単純に、本会議の質疑の中では、何か新しくできる建物を維持している、おもてなし観光局の収入に入っていくだけなのか。それとも、市が来るであろう駐車場のいろんな問題についてのそういう費用に充てることになるのか、そこら辺のところはどうなんですか。

収入源はどういうふうに使われるのか、お願いいたします。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

さきたまテラスの収入の使い道ということでよろしいかなと思うんですけれども。

〔「テラスゾーン」と言う人あり〕

○環境経済部副参事 テラスゾーンの収入の使い道ということでございますけれども、テラスゾーンの使用料は雑収入として市に入ってきますので、こちらについては、市の財源として予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、簡潔に質疑をお願いいたします。

○1番 高橋委員 はい。では、この使用料、利用料は、結果的には市に入ってくるということとでいいんですかね。そこだけ確認、再度。

○委員長 蓮見副参事、お願いします。

○環境経済部副参事 おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。また、やりますから。

○委員長 ほかにはいかがですか。

どうぞ、3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 さきたまテラスの建物がありますよね。

○委員長 吉田委員、マイクに近づいてお願いします。

○3番 吉田委員 説明では、150平方メートルとか何とか、この図面等はもうできているんですか。平面図は、そこをちょっと聞きたい。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

さきたまテラスゾーンについては、既に工事する業者との契約は済んでおりますので、図面はできております。

以上でございます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 すみません、お願いなんだけれども、図面もできていれば、この委員会にもこういう平面図ですよという形で、この委員会にも提示いただければありがたかったなと私は思うんですけれども、いかがなものでしょう。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

準備がちょっと後手に回ってしまいまして、申し訳ございませんでした。後ほど準備させていただいて、配付をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 では、この終了後、別途用意していただいて、各委員に配付をお願いいたします。

吉田委員、よろしいですか。

○3番 吉田委員 お願いします。

○委員長 ほかにはいかがですか。

どうでしょうか。もし、ほかなければ、高橋委員、引き続きどうぞ。

高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、何点か条例の中身について聞かせていただきたいということです。

まず、第3条の休業日及び利用時間ということですが、これ、あくまでも先ほどのご説明の中でいうと、サービス産業になるのかな、物販ですからね。それなのに、なぜ駐車場を含めたテラスゾーンが定休日を必要とするのか、これがよく分かりません。別に土地は眠っているわけではありません。ですね、だから建物は仮に市から手は離れたとしても、土地は活用すべきと私は思うんですけれども、これをなぜ、あえてそういうふうにお休みを取ってしまっているのか。そこら辺のところは、サービス産業であって、できる限り市では活用すべきと私は思うので、そのところ、なぜ休業日を設けたのか、お願いします。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

テラスゾーンについての休業日、利用時間の設定についてでございますが、こちらは県立さきたま史跡の博物館と、新たに設置される観光物産館の休業日、営業日を参考にしております。

なお、観光物産館の前のテラスゾーンにおいては、イベントスペース等の管理運営上、物販施設と統一することが望ましいと考えておりますので、24時間の開放ではなくて、休業日と利用時間を設定したということになります。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それは、執行部の考え方だと思いますね。出る方、出店する方、イベントを行う方は、別にそれはお店が休みでも、別に関係ありませんよと、我々でやらせてほしい、

イベントを開かせてほしいということは、私は当たり前かなと思うんですよね、空いているんだから。なぜ、そういう感覚になったのか、お願いいたします。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

なぜ、休業日、利用時間等を設定しているかということで、イベント等については、どうしても管理している上でのイベント運営であったり、出店をしていただきたいという思いがございますので、休業日と利用時間については、使用については制限をしたいと考えております。

なお、条例の規定上は、市長が必要と認める場合については変更することができるとありますので、条件によっては、こちらについても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 私ね、一々市長の許可をもらわなければならないというのでは、これサービス産業じゃないですよ、本当言って。本当にその土地を有効活用して、1円でも多く収入を稼ぐ力として得たいということであれば、使えるものは使う、そういうことは必要だと。

今、管理という話がありましたよね。管理人というのは常駐しているんですか、平日は。管理人を必要とするんですか、管理人、別個に必要とするのか、教えてください。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

警備員に当たるところかなと思うんですけれども、常駐は特に求めてございません、これも条例に設定しているところですが、必要に応じて、そちらも求めていくことができるというような内容は盛り込んでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 あと、まだありますけれども、ほかの方、どうぞ、いらっしゃったらお願いいたします。

○委員長 ほかにはいかがですか。

どうぞ、高橋委員、ほかの方、ないようですから。

どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、別項目で1つやらせていただきたいと思います。

まず、第5条の使用の許可というものがございます。これは、本会議での質疑では、使用申請というのを聞きました。それで、改めてそれについての質疑ですけれども、これ、開催日または利用日の何日前までに提出するという期限があるんですか、これは。どこへするのか、そこら辺のところも全然説明はないので、お願いいたします。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

現在、規則で定めるよう、こちらを検討しておりますので、こちらについては、現時点で何日前というのはちょっと申し上げられないですけれども。

以上でございます。

〔「まだ決まっていないの」と言う人あり〕

○委員長 蓮見副参事、どうぞ。

○環境経済部副参事 答弁漏れだったところがございますので、すみません。

申請書の提出先は商工観光課になります。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、そうすると、本会議の質疑の部長答弁では、指定管理者を今後検討するといったときには、それでも手続は全て市の商工観光課ということを考えているんですか。

○委員長 江森部長、お願いします。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

条例に指定管理を盛り込んだのは、今後指定管理の可能性を否定するものではないことから、盛り込んでございます。当面は市が管理してまいりますので、申請先は市の商工観光課を予定しておりまして、料金も市に納めていただくと。

仮に、指定管理になった場合には、指定管理者が利用料を設定して、指定管理者がその利用料金を頂くような形になりますので、納める先は市ではなくて、指定管理者になってまいります。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、続いてやらせてください。

使用料の減免ですね、第11条、これ減免のことで、ちょっと外れるかどうか分からないで

すけれども、要するにどういう理由があれば減免と、全面的に免除されるということがあるのか。これは、公用で使うという前提がありますけれども、しかし減免の条件があったら教えてください。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 減免については規則で定めることとなっておりますけれども、減免で考えている理由といたしましては、市が主催、共催または後援するというものが考えられると思います。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 分かりました。

それから、第17条の指定管理者の手続ということですがけれども、これからまだすぐに指定管理ということはないという説明の中ですがけれども、今回条例に入っていますので、やらせていただきますけれども、本来は指定管理の期間が本当は決まっていますよね。第244条だったかな、分かりません、地方自治法のその2か何かに、指定管理をする場合は期限を定めなさいという項目が載っています、法律で。

それで、今回この中にはその期間が入っていません。どういう理由で入れなかったのか、ご説明いただきたいと思います。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

今回の設置管理条例の中に指定期間が含まれていないのではないかとのご質問かと思うんですが、他の設管条例を見ても、指定期間は設管条例の中には設けていないかなと思いますので、同様に今回の設管条例の中にも盛り込んでおりません。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、今12月議会で指定管理の指定が入っていますよね。それは5年間ですよね。5年間、期間入っていますよ。

なぜ、同じ指定管理するというのに、期間を入れなくていいのか、お願いいたします。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

指定管理の期間については、設置管理条例の中に盛り込むのではなくて、募集要項の中に

盛り込んで、指定の際に期間を告示すると認識しております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、今もまだ募集要項もできていないと。ただ、条例だけつくって、募集の細則は何もできていないということで、そういうことでいいんですかね。何も決まなくて、ただ、条例だけをつくっていいんだと、そういうのは一般的にはないと思うんですけどもね。ある程度細則までできた中で、条例を設定していくんだと。だって、使用料と利用料がそういう関係をもつてつくってあったでしょうから。お願いいたします。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

本会議の際もご答弁申し上げたところでございますが、本施設に関しましては、大部分が駐車場でございますが、一部の有料スペースがございますが、民間のノウハウを活用して収益を上げていくという指定管理の本来の目的といたしますか、効果に関しまして、なかなか大きい効果が見込めないところでございますが、今後、利用の状況を踏まえて、指定管理の可能性が出てきた場合には、そちらが活用できるように、あらかじめ規定を設けたものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、その中でちょっと確認させてください。

これは第17条だったんでしょうか、平等という言葉が書いてあったかな、第17条では。平等の利用ということで条文ができていたと思うんですけども、そうすると、こういうことが起きる場合があります。というのは、他の施設でも現実にそういうことは起きていますので、確認のために質問します。

要するに、市が公用ということで申請した、使うということと、それと民間の方が、一般の市民の方が使いたいということで申請したといったときに、もう前もって市が優先的に使うという前提でそこを押さえてしまうことはできるんですか。それとも、あくまでも市もお借りする場合には、一般市民と公平な形で、平等な形で、これを同じようにしていくんだと。別に差別はしないと、市が公用で使おうと、一般市民の方が使おうというときに、そういうことで市は優先するというようなことは考えていないと。あくまでもぶつかった場合は、抽選だとか何かのそういう中で行うんだと。そこら辺のところを、大変今そういうことも使用で

問題になっていると思うんで、お願いいたします。

○委員長 どうですか。

蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

この条例で記載している内容については、市民間の利用については平等に扱うということでございまして、あくまでも市で利用する際においては、また事前に分かって、観光事業とかであれば、そちらを優先的に入れる可能性というのはあるかと思います。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 実際、商工センターの使用の中でもこういうことは起きているんですね。

いざ、一般市民の方は会館に申し込もうとすると、もうそこは前もって、申込みの開始の前にもう市が優先的に押さえてしまっているということがあるんですね。そうすると、幾ら一般市民の方がそこを活用しようかな、利用しようかなと思っても、もう使えないということがある。

今の答弁はそれで分かりましたけれども、そうしたとき、そういうことをどういうふうにして前もって市民の方に知らせておくんですか。そうすれば、市民はあそこはもう駄目なんだな、使えないだな、この日はと感じると思うんですよ。そこら辺のところの周知はどうするのか、現実に今ありますので、お願いいたします。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

申請時においてお伝えするような形になるかもしれないですけども、こちらについては、既に予約が入っている旨のご説明をする、また電子申請等についても、今後検討していきたいと考えておりますので、その際には、予約する時点で既に市のイベントが入っているというような記載はできるかと思います。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、最後の質疑をさせていただきます。

附則の中の別表ですね、これは本会議でも質疑が出ていました。それについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

この中の、別表の金額が入っております。1日ということですけども、これは先ほどの

利用時間が書いてあります。朝 9 時半から 5 時までということが書いてありますけれども、この中に、準備及び撤去時間、準備するための時間、それから撤去するための時間、これはこの利用時間の中と、この 1 日という中ではどういうふうに関連しているのか、教えてください。それも含まれるのかどうか、含まれないのかどうか。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

使用料について、イベントを出店する際に、準備又は片づけをどのように解釈しているかということでございますけれども、こちらについては、その当日 1 日当たりの金額を設定しておりますことから、片づけ、それから準備も含めたものと考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1 番 高橋委員 確認しますけれども、あくまでも設置を始めるのは朝の 9 時半からで、それで撤去は全て車の搬出まで、キッチンカーだったら車の搬出までを夕方 5 時までと、それまでには車も出しなさいということに、これはなっているということで理解していいですかね、お願いします。

○委員長 いかがですか。

蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

利用時間については、原則 9 時半から 5 時ということはございますけれども、こちら条例の中にも盛り込んでおりますけれども、場合によっては延長する場合もございますので、その場合においては、その時間までの利用をしていただくことが可能になると考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1 番 高橋委員 私が聞いているのは、一々申請しなくても、それはある程度緩みはあるとか、何かそんなことがあるのかなと思ったんですよ。要するに、ぴったりこの時間までには部屋を空けなさいという、そういう会館使用もありますので、そのところを聞いているのです。

○委員長 どうですか。

蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

利用する時間の中での融通は利かないのかというようなご質問かと思うんですけども、今後、運用を考えていく中で、その辺も踏まえた上で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員。

○1番 高橋委員 もう一点だけ、別表について。

これは条例でこの附則ができていますけれども、附則の中で載っているわけですが、この変更というのは、仮に100円と600円、この中身を含めた、1平方メートルも同じですけども、こういう中身について、これを変更する場合は議会承認が必要なんですか。そのところをちょっと最後1点だけ聞かせてください。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 別表については、条例改正になりますので、議会の承認が必要であると認識しております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。私はそれで以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、4番 吉野委員。

○4番 吉野委員 この条例だけ見たのでは、ちょっと位置関係がよく分からないんで、先ほど吉田委員から位置関係がよく分らんということで、後で図面等を出されると思うんですけども、県の許可書を今日初めて見たんですけども、公園施設の種類ということで、物販施設1棟（駐車場含む）ということで、県の側からは、このさきたま市場ゾーンのエリアの一面を、一括で貸しますよということになっていまして、市は、物販施設については、直接だか、観光局だか、取扱いをして、残りの駐車場、こっちの条例でいうと、さきたまテラスゾーンが公の施設だと使い分けをしているんですけども、この使い分けというのは、県の許可条件を見ると、そんなに抵触はしないと思えるんですけども、そこは問題ないんですね。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

この施設に関しましては、当初、市が全て整備して、全て市の持ち物として管理していく

予定でしたが、埼玉県と協議を行う中で、この物販施設に関して、民間の設置であっても減免の対象になるという確認が取れましたので、こういった今回のような整備形態となったものでございまして、埼玉県としてもこの内容について同意いただいているものというところでございます。

以上でございます。

○委員長 吉野委員。

○4番 吉野委員 1点、ちょっと確認ですけれども、先ほど、この条例でいうさきたまテラスゾーンは公の施設ということで、使用料を取ることになっているんですけれども、この建物については、ちょっと誤解だったんですけども、これはこの条例の中に含まれないという説明だったんで、この建物というのは公の施設ではなくて、どういう扱いになるんですかね。土地は当然県のものだけでも、上にのっている建物というのはどういう扱いになるのか、ちょっと教えてください。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

市が管理して、市が供用する部分に関しましては、公の施設ということで条例設置を行っています。観光局が設置する物産館に関しましては、観光局の持ち物でございまして、これはこの条例の中には含まれませんので、観光局が設置する建物という形になります。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○4番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第76号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、討論をさせてください。ずっと今考えていましたけれども。

○委員長 反対、賛成、どちらでございしますか。

○1番 高橋委員 最終的には反対討論ということでやらさせていただきます。

今ずっと本会議の質疑、また今日の質疑等でもさせていただいたんですけれども、まずそもそもこのテラスゾーンということについての、なぜ条例までつくって、これをやらなければならないのかというのが、まず私には理解できません。

それから、条例の中身に関しても、サービス産業だと私は理解しているので、それなのになぜ休業日やら、そういう利用時間があまりにも初めから制限されているのか。あくまでも市長の特別な許可というのは入っているけれども、そういうものはできる限りなくしていくのが、私はこれからの必要性のものなのかと、そこら辺のところも聞いてみたんですけれども、どうもそれも私は納得できるようなものではありませんでした。

あくまでも、これについて、土地の問題ということですので、できる限り一般市民の方が使い勝手がいい、大変使ってあそこはいいよ、便利だよというような観点を見て、何か縛られることが、あまりにも条件的なものが多過ぎているということを感じております。

それから、利用時間だけではなくて、使用料に関しても、イベント面積も1平方メートルというあたりと、それがどのぐらいまで使えるのかというような内容もよく理解できません。

それなので、私自身、これについては、今の現状の内容であれば、条例は必要がないという観点で、反対とさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 他に討論はいかがですか。ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

△議案第76号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第76号 さきたまテラスゾーンの設置及び管理に関する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 20分 休憩

午前 11時 21分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第86号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、商工観光課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。
商工観光課、森原課長、お願いします。

○商工観光課長 それでは、続きまして、議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第10回）についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条繰越明許費の補正は、繰越明許費を追加するものでございます。

追加する事業につきましては、次をめぐっていただいて、2ページでございます。

2ページの表のとおり、2款1項の本庁舎照明LED化改修事業以下3事業でございまして、このうち商工観光課が所管する事業は、3つ目の商工センター照明LED化改修事業でございます。本年9月議会におきまして可決いただきましたLED化に伴う本庁舎照明LED化改修以下3施設を合わせた調査測量設計委託料につきまして、担当課において、去る11月21日に指名競争入札を行ったところ、応札者がなく不調となったことから、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

担当課におきまして、入札を辞退した理由を指名した市内業者5者に対しまして事情聴取をいたしましたところ、いずれの業者も業務繁忙であることが判明したことから、当初の履行期間約4カ月を2カ月延長した上で、再度指名競争入札に付すことを予定していると聞いております。この場合におきまして、業務の履行期間が年度をまたぎますことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第86号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

どうぞ、1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 今の説明では、繁忙で応札がなかったというご説明で、その中で2カ月延

長ということですがけれども、この2カ月というのはどういう考えで2カ月が出たのか、お願いします。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 こちらの2カ月につきましては、おおむね履行期間が4カ月ということで想定しておりまして、仮に本議会でこれをご承認いただきました場合、令和5年6月ないし7月頃までに、この設計業務が完了するという見込みで、2カ月間延長という見込みを立てていると、担当課からは聞いております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、2カ月延長した後に、また改めて応札ということになると思うんですが、実際のこのLED化の事業そのものについては、これを延長し、またしても、何か問題は生じないんですか、特別に。これ、例えばその後のことか分かりませんが、予算措置として国や何かのお金を使うとか、分かりませんが、そういうものに対して今後の事業に支障が出てこないのか、お願いいたします。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 特段、その点については、2カ月延長したとしても、令和5年度で設計、また実際のLED化の工事は完了することから、支障は出ないと聞いております。

ただ、1点、ちょっとこれは支障がもし仮にあるとしたら、工事が遅れた分、その分の電気料が本当だったら前倒しで削減になるものが、延長した期間は削減にならないと、そういうところでは影響が出てくるかと認識しております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、この金額ですがけれども、各3事業の金額は、当初これはどういう積算をしてきたのか分かりませんが、この予算金額が問題だからということで応札がなかったという理由にはならないと、ないということでもいいですかね。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 応札金額が理由ということは聞いておりません。あくまでも、業務繁忙のためと聞いております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがですか。

どうぞ、3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 差し支えなかったら、指名の5者というのは名前は、できれば伺いたいんですけれども。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 すみません、今手元に業者の資料がありませんので、終わったらすぐにお渡しいたします。

○委員長 では、後ほどそれは各委員に配付してください。お願いします。

ほかにはいかがですか。

4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 ちょっと確認ですけれども、3行で出ていますけれども、これは1本で出していたんですか。3本で出したのか、1本で出したのか。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 3施設ともLED化に伴う設計委託業務であるため、1本で出したものがございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

どうぞ、森原課長。

○商工観光課長 すみません、補足で申し上げます。

先ほどの指名入札の業者の名前ですけれども、担当課に確認して、出せることが可能であれば、出させていただきますと思います。

以上でございます。

○委員長 では、そのように委員の皆様、ご了解ください。

他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第86号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決するに決しました。
暫時休憩いたします。

午前 11時 28分 休憩

午前 11時 31分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第69号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、環境課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。
環境課、近藤課長、お願いします。

○環境課長 それでは、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）の環境課所管部分についてご説明いたします。

議案書の18ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為の補正でございます。上から3番目になりますが、破碎廃棄物運搬業務委託について追加するものでございます。

この業務は、粗大ごみ処理場で破碎処理したガラスやプラスチック類などの不燃残渣について、寄居町にあります埼玉県環境整備センターの埋立処分地までの運搬業務を委託するものでございます。令和5年度当初からの業務実施に当たり、債務負担行為を設定し、今年度内に業者選定及び契約手続等を行うことにより、継続した業務の遂行を図るものでありまして、限度額は506万円とするものでございます。

以上で環境課所管部分の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第69号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。説明了ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 11時 34分 休憩

午前 11時 41分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、またマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長にご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 改めまして、皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、市民生活部所管の事業の推進に対し、日頃より格別なるご理解とご支援を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、国におきまして強力に推し進めておりますマイナンバーカード交付事業でございますが、11月末現在の本市市民の取得率は46.8%で、県の平均を5%ほど下回っております。近隣自治体では、熊谷市が45.8%、深谷市が46.3%、加須市が44.8%、さらに本市より下回っており、お隣の羽生市は本市より僅か0.2%上回った47%となっております。県内でも利根川沿いの地域がとりわけ取得率が低く、理由は定かではございませんが、地域性が影響しているものと推測しております。

そんな中、9月定例会の補正予算において予算措置させていただきました地域公民館等で申請窓口を開設する出張申請窓口を11月28日から開始したところ、1日40人の目標に対し、

これまで1日約60人の申請があり、予想以上の成果を上げております。今後もマイナンバーカード取得促進に努め、取得率が県平均に少しでも近づくよう進めてまいりたいと存じます。

本日は、議案第80号 指定管理者の指定について及び議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）のうち、市民生活部所管部分についてご審議を賜りたいと存じます。説明につきましては担当課長から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第80号について

○委員長 初めに、議案第80号 指定管理者の指定について（行田市斎場）を議題とし、執行部の説明を求めます。

市民課、議員課長、お願いします。

○市民課長 市民課でございます。

失礼して、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第80号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の136ページをお願いいたします。

本案は、行田市斎場の指定管理について、令和4年度末をもって、現在の指定管理期間が満了を迎えることから、令和5年度以降の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は、行田市斎場でございます。

指定管理者として指定する者は、ぎょうだ斎苑管理グループ、代表団体イージス・グループ有限責任事業組合でございます。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

指定管理業務の内容でございますが、斎場施設の維持管理及び火葬を初めとする斎場の各種業務でございます。

今回の指定に当たりましては、本年7月22日から8月26日まで指定管理者の公募を実施したところ、2者から応募がございました。その後、当該応募に係る書類及びプレゼンテーションの内容等について、行田市斎場指定管理者選定委員会にて審査を行った結果、ぎょうだ斎苑管理グループを指定管理者候補者として決定したものでございます。

なお、本案につきましては、議決をいただいた後に、ぎょうだ斎苑管理グループに対して指定の通知を行い、その後、基本協定を締結し、令和5年4月1日から指定管理業務を開始する予定でございます。

以上で議案第80号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第80号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 今のご説明では2者ということでした。今回、新しく今までと業者が変わっております。そういうときに、改めてぎょうだ斎苑管理グループということで、有限責任の組合が選定の中に入ったということですが、そのときに何か、このグループで特別に問題というのは事前の調査の中ではなかったですか。事前に多分この会社の会社内容というか、グループ内容を調べたと思うんですが、それについては、こういう心配があるということは一切ありませんでしたか。

○委員長 議員課長、お願いします。

○市民課長 お答え申し上げます。

ぎょうだ斎苑管理グループですが、現在鴻巣市にございます県央みずほ斎場の指定管理者となっております。みずほ斎場の設置者であります埼玉県央広域事務組合にぎょうだ斎苑管理グループの状況を確認いたしましたところ、斎場の管理運営、あるいは火葬の運転等についても特段の支障もなく、管理運営上の問題も発生していないということでございます。また、同広域組合と協議もスムーズに行われておりまして、葬祭業者との連携も図れるということを伺っております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、別なところで質疑します。

今回、ここの指定管理ということで、この業者に決まった場合においても、確認ですが、今までの利用というか使用料、それについての何か話、またはそういうことは変更あるとかないかという、そういうふうなのは審査の中ではありましたか。

○委員長 議員課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

使用料につきましては、現在と同様、利用料金制を採用するのではなく、市の収入として取り扱うというところにつきましては、募集要項にも記載させていただいたところでございますので、指定管理候補者についても、その点は了承しているものと考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 確認ですけれども、今までと市民の方が利用する料金は変わらないということで、それでよろしいですかね、確認です。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、これまでと料金の変更はございません。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、別なところで、今あの建物の中には売店等入っていますよね。

要するに、母子寡婦福祉会だったか分かりませんが、その団体の方たちが含めた形で、あの建物には使わせてもらっているわけですが、今までの中身に関しては特別に変更はないと、普通に売店等も今までと同じような形でやるということも、その審査の中では入っていたんですか、どうですか。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

行政財産の目的外使用という点に当たるご質問だと思います。

その点につきましては、行政財産の目的外使用については、市で許可権限を持っておりますので、その点についてはこれまでどおり変わらない予定でございます。

以上でございます。

○1番 高橋委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

3番 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 ちょっと確認ですけれども、現在、指定管理をお願いしているところとは違う業者ですね。同じ、そこをちょっとまず聞きたい。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

現在の指定管理者とは違う団体でございます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 そこでお聞きしたいんですけども、2者という形で説明ありましたが、1者がここで、もう1者が現在のところの会社だったんですか。もう1者というのは。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 そこで、この2者、応募をされたわけですけども、その大きな違いというのは、どこに差異があったんですか。ちょっと分かるところで教えてください。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

今回、審査するに当たりまして、提案内容を80点、提案価格について20点の配点として審査したところでございます。提案価格につきましては、基準に基づきまして、自動的に計算されるものでございます。提案内容につきましては、7名の委員で、それぞれ出された事業計画、あるいはプレゼン内容で審査したところでございます。7名の委員によっては、今度指定管理者候補者となった者についての評価が高かった者もおりますし、現在の指定管理者のほうが高かった者もおります。そういった7人の委員の採点の平均点というところで評価したものでございまして、提案内容の評点につきますと、指定管理者候補者が69点、現在の事業者が71点という状況でございましたので、あまり大きな差異はなかったと認識しております。

以上でございます。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 現在使用されている従業員、作業している従業員たちの採用というのは、どういうあれになっているんですか、教えてください。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 前回、直営から指定管理にするときにつきましては、直営だった職員の者、現在の事業者が雇用していただいたという状況でございますが、今回は民間の事業者同士の話になっておりますので、現在の従事者が新たな指定管理候補者のところで採用されるかどうか

というところは不明でございます。

以上でございます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 お願いですけれども、できればそういう人たちの会社にも要望等をして、継続して使って、従業員だけは使っていただければありがたいかと私は思うんですけれども、そこら辺、よくお願いしてみてください。ということを要望しておきます。

○委員長 要望でよろしいですね。

○3番 吉田委員 はい、いいです。

○委員長 分かりました。

ほかにはいかがですか。

2番 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 先ほど事業計画を出していただいて、また提案内容は非常に、少し優れていたということで、今選定されたと思うんですけれども、実際にこの提案された内容が、業務が始まってからしっかり行われているかのモニタリングみたいな形で、市としてやっていくと思うんですけれども、その辺はしっかりモニタリングしていただきたいと。提案は立派だけれども、実際内容が伴っていないということであれば、一番市民サービス低下につながりますので、その辺の仕組みはどうなっているのか、教えてください。

○委員長 磯貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

今、木村委員おっしゃったように、モニタリングは当然やっていくものでございます。あと、毎年度事業評価というものを行っておりまして、それぞれ評価を行っている中で、当然問題点があれば、引き続き改善するように努めてまいるような体制を取っております。

以上でございます。

○2番 木村委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 木村委員 はい。

○委員長 4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 このぎょうだ斎苑管理グループというグループ名になっているんですけれども、これ正体がよく分からないんですけれども、何か質疑の中でもいろいろ会社の名前が出てきたんですけれども、要は建設工事でいうと特別企業体みたいな、そんな感じかなとイ

メージで思っているんですけれども、この中に代表団体というのがありますけれども、構成団体というのはどういうふうになっているんですかね。構成団体というか、グループですから、代表があって、そうすると構成員が何者かいるんだと思うんですけれども、教えてください。

○委員長 いかがですか。

礒貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

代表団体イービス・グループ有限責任事業組合の構成でございますけれども、8 法人がこの有限責任事業組合の構成員となっておりまして、有料道路の料金徴収業務の管理だとか、そういった業務を請け負った業者等がこの構成員となっていると確認しております。

以上でございます。

○委員長 吉野委員。

○4 番 吉野委員 今、イービス・グループの事業組合が8 法人ということでありましたけれども、ぎょうだ斎苑管理グループの代表団体がイービスとなっていますけれども、この構成団体をちょっと教えてください。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 大変失礼いたしました。

イービス・グループ有限責任事業組合を代表団体といたしまして、構成団体でございますけれども、深谷市に本店がございます東京ワックス株式会社でございます。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4 番 吉野委員 では、このぎょうだ斎苑管理グループというのは、代表がイービス・グループで、その相手方が一応東京ワックスと2 者で構成しているということで、このイービスが8 者の構成団体と、そういうイメージというか、それでよろしいんですね。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

吉野委員、おっしゃるとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

どうぞ、吉野委員。

○4 番 吉野委員 それは承知しました。

それから、前の管理者のときもちょっと聞いたんですけれども、7年前に募集したときに条件があると思うんですけれども、今回募集に当たっては、前回にプラスしたかマイナスしたか、条件が変わっているかどうか、ちょっとその点、教えてください。

○委員長 議員課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

応募になっている資格要件につきましては、前回と変更点はございません。

以上でございます。

○4番 吉野委員 はい、いいです。

○委員長 よろしいですか。

○4番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかにいかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第80号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第80号 指定管理者の指定について（行田市斎場）は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 59分 休憩

午前 11時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第69号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、交通対策課、風間課長。

○交通対策課長 交通対策課の風間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）のうち、交通対策課所管部分について説明申し上げます。

議案書の28ページをお願いいたします。

2款1項10目交通対策費は、560万円の増額補正でございます。右ページ、説明欄の◎地域公共交通事業費、18節デマンドタクシー利用助成費は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、外出環境が整ったことから利用者が増加したため、不足が見込まれる助成費を追加措置するものであります。

以上で歳出に係る説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、一般財源において措置させていただくものでございます。

以上をもちまして令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）、交通対策課所管部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、市民課、磯貝課長、お願いします。

○市民課長 市民課でございます。

着座にて説明させていただきます。

議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）のうち、市民課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、議案書の28ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、右ページの11節郵便料は、国のマイナポイント事業の対象となる個人番号カードの申請期限が、9月末から12月末に延長されたことに伴い、申請者の増加が見込まれることから、本人限定受け取り郵便で個人番号カードを発送する郵便料を追加措置するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして22ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金でございますが、右ページの個人番号カード交付事務費補助金は、歳出に計上した個人番号カードの発送に係る郵便料の全額を見込むものでございます。

続きまして、戻りまして18ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の上から6番目、斎場指定管理を追加するものでございます。本債務負担行為は、先ほどご審議いただきました議案第80号に関するものでございまして、期間は令和4年度から令和9年度まで、限度額を2億2,332万4,000円とするものでございます。

なお、本業務につきましては、債務負担行為を設定し、本年度中に基本協定締結に係る事務手続を行うことを予定しております。

以上で議案第69号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第69号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 デマンドタクシーについて、ちょっとお伺いします。

市民に好評なおかげで足りなくなるということで、非常に喜ばしいことだと思うんですけども、利用が増えるにつれて、受ける側のタクシー会社のキャパというか、どんどん車両だってそんなに増やせるわけではないから、どんどん市民から要望が来るんだけれども応じられないというか、市民の方の希望に応じられないようなケースというのは、結構増えてくるのではないかという、ちょっとそういう心配があるんですけども、そこら辺は、需要と供給のバランスというはどういうふうに見込んでいるというか、考えているか、ちょっと教えてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答え申し上げます。

予約の状況ですが、やはり9時から11時頃までは予約が取りづらい状況にございます。ただし、予定している時間よりも20分から30分お待ちいただくと、予約いただけると聞いております。ですので、全ての車両が稼働中で、少し待っていただくという案内はあるんですけども、予約をお断りすることはないとのことでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか、吉野委員。

○4番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかにいかがですか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 私もデマンドについてちょっとお聞きいたしますが、デマンドの利用条件と、あと現在の利用者というのは何名ぐらいいるんですか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

現在、利用対象者は75歳以上の高齢者と障害者手帳をお持ちの方となっております。

現在の登録者ですが、令和4年10月末の時点で、登録者は累計で事業開始から4,660人でございます。ただし、亡くなったり、転出した方もいらっしゃいますので、実際の登録者数は4,022人でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

よろしいですか、吉田委員。

○3番 吉田委員 はい、いいです。分かりました。

○委員長 ほかにいかがですか。

よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第69号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましてはご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日、20日の午前8時40分から議長室で行いますので、委員各位には時間までにご参集をお願いします。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもちまして建設環境常任委員会を閉会といたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後 0時 08分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小 林 友 明

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

1 2 月 9 日 (金 曜 日)

令和4年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年12月9日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）
議案第70号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）
議案第81号 指定管理者の指定について（行田市総合福祉会館及び行田市老人福祉センター）
議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第10回）
- 審査日程 【健康福祉部】
議案第70号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）
議案第81号 指定管理者の指定について（行田市総合福祉会館及び行田市老人福祉センター）
議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）
議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第10回）

○出席委員（7名）

委 員 長	梁 瀬 里 司 委員	3 番	橋 本 祐 一 委員
副 委 員 長	田 中 和 美 委員	4 番	町 田 光 委員
1 番	柴 崎 登美夫 委員	5 番	野 本 翔 平 委員
2 番	村 田 秀 夫 委員		

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

松 浦	由 加 子	健 康 福 祉 部 長
増 田	勉	健康福祉部次長兼 保 険 年 金 課 長
藤 倉	敬 士	福 祉 課 長
上 野	浩 二	子 ど も 未 来 課 長
柴 崎	英 明	高 齢 者 福 祉 課 長
吉 田	秀 和	健康福祉部副参事
大 木	宏 之	健康福祉部副参事
堀 口	恵 子	健康づくり課主幹

○事務局職員出席者

書 記 高 橋 優 太

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

委員の皆様には、早朝よりお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案2件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案2件であります。

審査につきましては、お手元に配布いたしました審査日程により行います。

初めに、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 おはようございます。

委員の皆様方には、日頃より健康福祉部所管事業の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日ご議決いただきました子育て世帯物価高騰緊急支援給付金につきましては、年内からの支給開始に向けて現在準備を進めているところでございます。物価高騰の影響を受けている子育て世帯にいち早く届けられるよう、迅速な対応に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症は、市内の感染者数も増えており、全国的な傾向と同様、第8波の中にあると思われます。インフルエンザの流行も心配されるところ、オミクロン株ワクチンの年内接種などについて、引き続き働きかけてまいりたいと存じます。また、国においては、新型コロナの感染症法上の分類見直しに向けた本格的な議論も始まりました。現在は危険度が2番目に高い2類相当でございますが、これが引き下げられると診療やワクチンの取扱いも変わってくる可能性がございますので、動向を注視してまいりたいと存じます。

本日は、この後、国民健康保険事業費特別会計の補正予算案、指定管理者の指定についての議案及び一般会計の補正予算案について順次ご審議を賜ることとなっております。忌憚のないご意見等をいただければありがたく存じます。

なお、五十嵐健康づくり課長におきましては、新型コロナウイルスの濃厚接触者となり出勤自粛中のため、健康づくり課所管部分につきましては主幹の堀口が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、師走に入り朝晩の寒さも厳しくなっておりますが、皆様におかれましては、お体に十分ご留意いただくとともに、今後ますますのご活躍を祈念し、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△開議の宣告

○委員長 では、これより議事に入ります。

△議案第70号について

○委員長 初めに、議案第70号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、増田課長、お願いいたします。

○保険年金課長 おはようございます。

議案第70号についてご説明申し上げます。

議案書の34ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ926万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,371万円とするものでございます。

次に、内容について歳出から申し上げますので、44ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費で16万5,000円の追加でございます。

右ページ説明欄、12節のOAシステム改修委託料として16万5,000円でございます。本年7月から国民健康保険税の未就学児に係る均等割の軽減措置が実施され、その減額分について、市が国及び県に対して補助金申請をいたしますが、その補助金申請に係る各種提出書類を作成するための申請書作成システムを改修するための経費を措置するものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

8款諸支出金、1項1目保険税還付金910万円は、健康保険のオンライン資格確認の導入により国民健康保険と社会保険の重複加入者が判明したことに伴い、過誤納還付金等に不足が見込まれることから、増額を措置するものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして40ページをお願いいたします。

4 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金の16万5,000円は、歳出の一般管理費で計上したシステム改修費の全額を県からの補助金を財源として見込むものでございます。

その他、歳出に伴う補正財源は、42ページ、7 款繰越金の前年度繰越金の中から充当するものでございます。

以上で議案第70号の説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第70号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2 番 村田委員。

○2 番 村田委員 まず、47ページですけれども、保険税の還付の件で大きく2点伺いたいと思うのですが、資格確認がオンラインでできるようになって、確認したところ重複が見つかったということのようすけれども、910万円の還付金ですけれども、市民に直接支払われることになるということでもいいのか、それは何人、あるいは世帯というカウントの仕方なのか、1人当たり、あるいは1世帯当たりの返還額の最高額を教えてください。

もう一つ、そもそもの話、なぜこうした他の社会保険と国保の重複が発生してしまったのかということですが、オンラインで資格確認ができるようになる前は、過去に遡ってもこういう事態があったのではないかともしってしまうのですが、窓口のチェック体制はどういう形で行われていたのか。これは過去何年分までしか遡れないとか、仕組みがあるかと思うのですけれども、この910万円は何年分で、その前というのは、時効とか、そういうものがあるのか、そのあたりの仕組みを教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田保険年金課長。

○保険年金課長 まず、還付対象の世帯。国保税は、人数ということではなく世帯課税となっておりますので、世帯を申し上げることになります。今回の補正の対象人数といたしましては、31件ということになります。全体の中の最高額は154万7,000円でした。

それと、なぜこうした社会保険と国保の重複が発生したのかということですが、国民健康保険は、これまで社会保険の申出をしていただく制度となっておりまして、制度上、申出をいただかないと判明しないという実態がございました。このため、市では、国民健康保険の加入の際や、当初の賦課時、保険証の一斉更新の際に、社会保険に加入した場合は国

民健康保険の脱退手続きをしていただくよう記載したチラシを配布するとともに、年金事務所から送付される情報に基づき、社会保険に加入したと思われる方に対し国民健康保険の脱退手續のご案内を配布させていただいておりますなど、あらゆる機会を捉えて被保険者に対して周知してまいりました。そうした状況でございました。

それから、遡れる範囲ということですが、時効は5年間ということになっております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

窓口でのチェックでいうと、本人の申出がないとそれ以上は分からないということで、従来から、社会保険に入った場合には、多分、国保の脱退の手続きをしてくださいという趣旨のお知らせ通知を行ってきたけれども、最終的には、本人の申請行為なので、本人がそれを見過ごしていたり、していなかったりすると、こうした重複での支払いになってしまうケースがあったという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 増田保険年金課長。

○保険年金課長 おっしゃるとおりでございますが、申出がない限りは脱退手續ができませんので、そういうことになっております。

以上です。

○委員長 他に質疑ありますでしょうか。

○委員長 3番 橋本委員。

○3番 橋本委員 重複で支払った世帯には、ご理解はいただいているのでしょうか。

○委員長 増田保険年金課長。

○保険年金課長 まずは、電話等ではっきりとご説明をさせていただいて、ご理解をいただいております。その上で、返還が必要な方については、手續をとってもらうことでお話を差し上げているところでございます。

○委員長 3番 橋本委員。

○3番 橋本委員 そうしますと、重複で支払った全世帯に一応の理解はいただいているということではよろしいのかということと、これが議会最終日に議決された後、どのぐらいの期間で還付できるのかというところをお願いいたします。

○委員長 増田保険年金課長。

○保険年金課長 全世帯、31世帯でございますが、29世帯については連絡が取れておりまして、2世帯については、通知等を差し上げたのですが現状連絡が取れていない状況ですので、引き続き、連絡を取ることをやってまいります。

議決後につきましては、早急に手続をとらせていただいて、なるべく早くお返しするようにさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 目安として大体どのぐらい、年内とか、来年になってしまうとか、このあたりはどうでしょうか。

○委員長 増田課長。

○保険年金課長 早急に申請書を発送させていただくことになりますが、お返しいただいてから2～3週間程度で振り込んでお返しすることになると思います。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第70号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第70号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決するに決しました。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 9時 47分 休憩

午前 9時 49分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第81号について

○委員長 次に、議案第81号 指定管理者の指定について（行田市総合福祉会館及び行田市老人福祉センター）を議題とし、執行部から説明を求めます。

福祉課、藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 それでは、議案第81号 指定管理者の指定についてをご説明いたします。

所管課が福祉課と高齢者福祉課の2課となりますが、福祉課からご説明いたします。

議案書の137ページをお願いいたします。

本案は、行田市総合福祉会館及び行田市老人福祉センターの指定管理について、令和4年度末をもって現在の指定管理期間が満了を迎えることから、令和5年度以降の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は、行田市総合福祉会館及び行田市老人福祉センター（行田市大堰永寿荘及び行田市南河原荘）でございます。

指定管理者として指定する者は、社会福祉法人行田市社会福祉協議会でございます。

指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

指定管理業務の概要でございますが、施設の管理、施設の利用時間に関する業務のほか、施設の設置目的を達成するために必要な施設を活用した各種事業に関する業務などを指定管理者に行わせるものでございます。

今回の指定に当たりましては、施設の特性などを考慮し、両施設の現在の指定管理者である社会福祉法人行田市社会福祉協議会を指定するものでございます。

なお、本議案について議決をいただいた後は、社会福祉法人行田市社会福祉協議会に対して指定の旨を通知するとともに、基本協定を締結し、令和5年4月1日から管理を開始する予定でございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第81号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、伺います。

今回も非公募で選定したということだったかと思うのですが、選考委員会を設置してプレゼンテーション、これらの審査を行われたということですが、どういう基準で選定したのか、どういう観点を評価して実施したのかということです。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 選定委員会を設定いたしまして、こちらの利用対象者や地域のボランティア団体とも関係して自主事業の業務実施内容、管理運営能力について審査を行ったものであります。社会福祉協議会からは、プレゼンテーションにおいて、主な実施事業の内容や地域住民・ボランティア団体とのつながりの説明、新たな実施事業の提案がございました。

以上です。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

再度伺いたいのは、選定委員会を設置して、今言われた視点からの審査をやったわけなのでしょうけれども、市で求める水準、業務遂行の最低基準と言っていいのか分かりませんが、この水準まで達しなければ駄目です、そういうものはお持ちなのでしょうか。今回は指定管理者として挙がっているわけですから、満足のいく水準だという確認がとれているのだと思うのですが、仮に最低基準があるのだとすれば、それに満たなかった場合はどうなるのか、そのところを教えてください。

○委員長 柴崎高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 まず、最低基準についてですが、選定に当たって、例えば、最低基準点というものは設けておりません。ただし、今回、非公募にもかかわらず、行田市の指定管理者制度の運用方針では、非公募の場合は、特に選定委員会ですとかプレゼンの実施までというところまで規定はないところですが、総合福祉会館及び老人福祉センターについて、福祉施設の管理者として適格性を有しているか、あとは、複数の施設の効果的・効率的な管理運営が可能か、そういったところについて多角的な視点から確認するため、公募に準じた形で選定基準に基づいた選考を行うために、選定基準を設置して、それによって審査を行って、最終的に候補者を選定したところでございます。

選定基準の内容につきましては、基本事項、あとは、例えばですが、先ほど福祉課

長の説明にもありましたけれども、利用対象者や地域のボランティア団体との関係性ですとか、そのほか、業務の実施内容であれば自主事業の内容ですとか、そういった点を様々な観点から選考委員会において審査を行いましたので、指定管理者としての適格性を有しているということで考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長 他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第81号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第81号 指定管理者の指定について（行田市総合福祉会館及び行田市老人福祉センター）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 58分 休憩

午前 10時 06分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第69号について

○委員長 次に、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 それでは、議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第9回）のうち、福祉課及び高齢者福祉課所管部分についてご説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

第3条の債務負担行為の補正でございますが、内容については別表によりご説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の上から5つ目、総合福祉会館及び老人福祉センター指定管理に係る債務負担行為を追加するものでございます。本債務負担行為は、議案第81号に関するものでございまして、期間は令和4年度から令和9年度まで、限度額は6億2,518万1,000円とするものでございまして、限度額の内訳は、総合福祉会館が4億4,920万5,000円、老人福祉センターが1億7,597万6,000円でございます。

なお、本業務については、債務負担行為を設定し、本年度中に基本協定締結に係る手続等を行うことを予定しております。

福祉課及び高齢者福祉課所管部分の説明は以上でございます。

続きまして、福祉課所管部分でございます。

30ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の◎福祉課関係経費の22節償還金利子及び割引料は、前年度分の国・県支出金について、精算に伴う返還金を措置するものでございます。

次の5目総合福祉会館費の◎総合福祉会館運営費は、県内の法人から高齢者の健康増進を目的として総合福祉会館の改修に対する寄附金500万円を受領したことに伴い、関係経費を措置するものでございます。

10節修繕料は、冷温水設備等に係る燃料タンクの貯蔵量を計測する液面計の修繕を行うものでございます。

14節設備改修工事請負費は、高齢者等が機能回復や運動能力の維持を図るために利用する屋内プールに設置されたジャグジーのろ過装置の改修工事を行うものでございます。

1つ飛びまして、3項生活保護費、1目生活保護等総務費の◎新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の19節生活困窮者自立支援金は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が本年9月末から12月末に延長されたことに伴い、不足が見込まれる生活困窮者自立支援金を追加措置するものでございます。

2目扶助費の19節扶助費の1つ目の住宅扶助費、2つ目の医療扶助費は、不足が見込まれるそれぞれの扶助費を追加措置するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして22ページをお願いいたします。

14款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、3節生活保護費負担金は、扶助費の歳出計上額の4分の3を見込むものでございます。

2項国庫補助金の2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業交付金は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の歳出計上額の全額を見込むものでございます。

24ページをお願いいたします。

17款寄附金でございますが、1項寄附金の2目民生費寄附金の1節社会福祉費寄附金は、先ほど歳出で申し上げました総合福祉会館の改修に対する指定寄附を受領したものでございます。

戻りまして、15ページをお願いいたします。

第2条の繰越明許費の補正でございますが、内容については別表によりご説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございますが、3款1項の総合福祉会館設備改修事業を追加するものでございます。こちらは、議案書の24ページでご説明いたしました17款1項2目民生費寄附金の1節社会福祉費寄附金について、寄附金を活用して実施する総合福祉会館設備改修事業について、事業期間が年度をまたぐことから、繰越明許費を追加するものでございます。

以上で福祉課の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、子ども未来課、上野課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第69号の所管部分について説明申し上げますので、議案書の30ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費の右ページ◎児童福祉一般管理費は、過年度分の国・県支出金について、精算に伴う返還金を措置するものでございます。

内訳を申し上げますと、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業事務費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、子育てのための施設等利用給付金、保育対策総合支援事業費補助金、児童手当交付金、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金に係る返還金でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、26ページをお願いいたします。

19款繰越金は、その一部を返還金に係る補正財源として措置するものであります。

以上で、議案第69号に係る子ども未来課所管部分の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、健康づくり課、堀口主幹、お願いいたします。

○健康づくり課主幹 議案第69号の所管部分についてご説明申し上げますので、議案書の32、33ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の右ページ◎保健衛生一般管理費193万8,000円は、前年度の感染症予防事業費などに係る国及び県支出金について、確定・精算に伴う返還金を措置するものでございます。

返還金の内容といたしましては、大きく3つございます。まず1つ目は、令和3年度未熟児養育医療等県負担金返還金29万1,928円、もう一つは、令和3年度未熟児養育医療等国庫負担金返還金58万3,855円でございます。令和3年度の交付申請額に対して当該事業への該当者数が少なかったことから差額が発生したため、県及び国に返還するものでございます。3つ目は、令和3年度感染症予防事業費等国庫負担金返還金で、その内容といたしましては2つございます。1つは、がん検診総合支援事業費に係る返還金5,000円、もう一つは、特定感染症検査等事業（風疹）に係る返還金105万7,000円でございます。がん検診総合支援事業費につきましては、子宮頸がん検診と乳がん検診の受診者数が見込みより少なかったことから差額が発生したもの、特定感染症検査等事業（風疹）につきましては、風疹抗体検査の受診者数が見込みより少なかったことから差額が発生したものでございます。

続いて、歳入についてでございますが、32ページの補正額の財源内訳に記載のとおり、一般財源を見込むものでございます。

以上で、議案第69号に係る健康づくり課所管部分の説明といたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第69号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 柴崎委員。

○委員長 1番 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 それぞれ説明ありがとうございました。

31ページの14節工事請負費のところですが、プールのジャグジーを改修するということですが、その改修内容を教えていただけますか。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

プールに併設しているジャグジーを循環させるためのろ過装置の工事をするものでございます。

○1番 柴崎委員 ろ過装置のみ。

○福祉課長 ろ過装置でございます。

○委員長 他にございますでしょうか。

5番 野本委員。

○5番 野本委員 31ページの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の19節新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、その確認も含めお聞きします。

1点目として、生活困窮者というくりについて、これはどういう方が生活困窮者に当たるのかを改めてお聞きしたい。

2点目は、この自立支援金は返還する必要があるお金なのかです。

3点目は、コロナ禍以降にできている制度ですが、今までに市内でどれぐらいの方がこの支援金を利用して、どれぐらいの金額を利用しているというのが分かれば、併せてお聞きできればと思います。

○委員長 吉田副参事。

○健康福祉部副参事 回答させていただきます。

まず、野本委員ご質問の1番目、定義でございます。

こちらの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金でございますが、生活困窮者の定義ということですが、まず、収入の要件がございまして、市町村民税の均等割が非課税となる収入の額の12分の1、あとは、生活保護の住宅扶助費の基準額との合計額を超えないことというのが定義でございまして、言い方が理解しづらいところですが、こちらにつきましては、国の支援の基準というのが設けられております。例えば、1人世帯であつたら11万5,000円までが対象になります。2人世帯になりますと15万9,000円が基準額となりますので、こちらの基準内であれば対象になるということで、この基準を基に対象か対象でないかということで判断をさせていただいているところでございます。

2番目のご質問、返還につきましては、返還の必要はございません。

3点目ですが、今までの利用者でございますが、こちらは令和3年7月から申請を開始した制度でございまして、令和3年度の実績でございますが、83世帯が利用されております。支給額につきましては、令和3年度につきましては1,834万円の実績がございます。令

和4年度につきましては、現在進行形ですけれども、10月末現在につきましては、新規で30世帯がご利用されていて、現時点での支給額につきましては、1,400万円弱の実績でございます。

以上でございます。

○5番 野本委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 他にございますでしょうか。

田中副委員長。

○副委員長 素朴な疑問というか、質疑させていただきます。

31ページの3款民生費の部分で、総合福祉会館の寄附金でこちらの修繕費を賄うということをお伺いしたのですけれども、県内の法人から寄附金500万円ということで伺いました。もし差し支えなかったら、どこからの寄附か教えていただいてもよろしいでしょうか。まず、それが1点です。

○委員長 藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 県内の法人ということですが、株式会社榎倉住宅様でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

細かい話ですが、榎倉住宅様は県内ということで、市内と言われていませんでしたので、何か行田市にゆかりがあるとか、そういったことがあったのでしょうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 本市にゆかりのある方でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

プールのジャグジーの修繕に使われたということですが、もし寄附金がなかったら、先延ばしというか、まだ保留というか、修繕しなくてもよかったというような内容だったのでしょうか。お願いいたします。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

こちらのジャグジーのろ過装置でございますが、昨年10月中旬に故障しておったところでございます、その修繕をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 では、ちょうどよかったということで、こちらの寄附金から措置させていただいたということで、逆に、もしこの寄附金がなければ、どのような形でお考えになっていたのでしょうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

通常の予算措置にて改修するものとして想定しておりました。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 他にございますでしょうか。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 まず、議案書の31ページ、福祉課関係経費の返還金、それから、33ページの保健衛生一般管理費の返還金、同じことを伺いたいと思いますのでお願いしたいのですが、もう一つ、児童福祉一般管理費もあって、3課で説明の内容が微妙に違うようで、同じような内容を聞きたくなります。

福祉課の返還金、事業の本数が多いかと思いますので、計上されている額の全額でなくて主なもので結構ですので、主な返還に至った事業の名称と金額。ごめんなさい、保健衛生一般管理費のほうではありませんね、児童福祉一般管理費のほうで、返還金について、事業名をいただいたのですけれども、主なもので結構です。もう一度、改めて、額の大きい、返還に至った主な事業とその金額が分かれば教えてください。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 ご質問にお答えいたします。

児童福祉一般管理費返還金5,362万円でございますが、この中で大きなものとしては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金でございます、こちらは3,785万円の返還となっております。こちらは、昨年度実施いたしました、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から給付させていただいたものでございますが、当初見込んだ額より実績として少なかったということで、返還になったものでございます。積算に当たっては、給付で足りないということがないように積算させていただきまして、結果として多くの額を措置させていただ

たのですけれども、精算の結果、この額の返還となったものでございます。

以上でございます。

○委員長 続いて、福祉課長。

○福祉課長 福祉課関係経費の返還金の主なものでございますが、3つほど申し上げますと、生活保護の医療扶助費等国庫負担金、こちらが4,819万2,430円、次に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、こちらが1,380万2,450円、3つ目としましては、生活保護の生活扶助費等国庫負担金、こちらが1,137万5,769円となっております。

こちらの内容ですが、主に、生活保護の金額に関しましては、こちらの見込みとの差異がございまして、見込みより医療扶助を受けた方、生活扶助を受けた方が少なかったということでございます。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関しましては、社会福祉協議会で貸付金を受けた方ということが条件になってきて、そこから見積もったのですが、見積もったものが過大であったということになっております。

以上でございます。

○委員長 他にございますでしょうか。

田中副委員長。

○副委員長 関連するところですが、32、33ページの保健衛生総務費、保健衛生一般管理費の返還金ということですが、こちらに関することですと、主なところで気になったところ、つまり、がん検診等々に対する予算措置がされていると思います。これは、一つの意気込みというか、市民の方にそちらを受けてほしいという上での予算措置かと思いますので、返還にはなったのですけれども、それを次年度に少なく見積もることがないようというか、逆に、予算に近づくように、策というか、考えていることがありましたらお答え願えればと思います。

○委員長 堀口主幹。

○健康づくり課主幹 こちらのがん検診総合支援事業費に係る返還金ですけれども、対象事業になりますものが、がん検診のクーポン券を発行された方に係る事業費ということで、20歳の子宮がん検診、40歳の乳がん検診をお受けいただくようにクーポン券を発行しているものでございます。子宮がん検診につきましては、今年度、子宮頸がん検診のプロジェクトを立ち上げさせていただきまして、広く市民の皆様にお受けいただけるように周知をさせていただいているところでございます。40歳の乳がん検診につきましても、クーポン券を送ることによって、ほかの年代から比べれば、受診される方も多く見られておりますので、こちらの

ほうも併せてPRをさせていただいて、積極的に受診をしていただけるように、また、その受診が今後の受診に役に立つように心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。失礼いたしました。クーポン券を送った上で反映できなかったところでしたね。今意気込みをお聞かせいただきましたので、心強く、今後ともよろしく願いいたします。

○委員長 他にございますでしょうか。

村田委員。

○2番 村田委員 31ページの生活困窮者自立支援金について伺いたいのですけれども、先ほど、他の委員の質疑で、今年度の支給実績をご答弁いただいたわけですが、今回の補正の金額を計上するに当たって、今年度の申請の実績を加味して積算されているのかと思うのですが、どのような積算根拠でこの数字になったのか、そこをご説明をお願いしたいと思います。

○委員長 吉田副参事。

○健康福祉部副参事 積算根拠でございますが、今回、新型コロナウイルス感染症の積算に当たりましては、当初、令和4年9月30日までで受付が終了ということでございましたが、12月31日までさらに延長ということになりました。その結果、こちらの基となる対象者につきましては、埼玉県社会福祉協議会が実施しております総合支援資金の再貸付という制度がございます。既にそちらの利用が終わった世帯が対象となります。そちらの情報を基に積算をさせていただきましたところ、費用に不足が生じた。あとは、今までの利用実績で利用世帯を案分いたしまして積算したところ、不足が生じたということで、予算が不足するという事で対応させていただいたところでございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

今日のご説明を聞いた中でちょっと不安になったのは、前年度、返還金の金額が非常に大きかったわけですね。それも同じ考え方に基づいて、社協の実施する貸付けの実績、その方が、次にはこういう給付になるということで計算して、結果として、昨年度は相当な額の返還が生じてしまったわけですが、この国の交付金をただ返してしまうという結果になるのであれば、ほかに使い道がある、使えるところに使ったほうがよかったのではないかと。

ということも考えてしまう。そういう意味では、足りないのはよろしくありませんけれども、より正確な積算が必要かと思うのですが、その点は、今回の予算計上に当たっては何か考えていることはあるのでしょうか。伺います。

○委員長 吉田副参事。

○健康福祉部副参事 今回の補正予算の積算に当たりましては、令和4年4月から9月までの返金の申請件数及び総合支援資金等の貸付制度の申請割合を踏まえた結果、12月までに、こちらの試算で新たに13世帯の申請が見込まれるということで、村田委員がおっしゃるとおり、令和3年度につきましては返還金が多いという実績でしたが、こちらは令和3年6月にスタートした制度でございまして、母数がある程度見えない中でのスタートということでございました。そちらを生かしまして、令和4年度につきましては、社会福祉協議会が実施しております総合支援資金の利用世帯、利用された方、その母数がありますので、それを基に計算させていただいて、どれぐらい足りないだろうという。当然、不足しても困りますし、過大に見積もってもいかなものかということでございますので、新たに13世帯が見込まれるということで対応させていただきました。なお、こちらの制度ですけれども、12月で申請が終了するので、1回申請しますと3か月支援金を支給いたしますので、来年の3月まで振り込まれるという前提で試算をさせていただいたところ、288万円の不足を見込んだというところで計算させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

村田委員。

○2番 村田委員 2点あるのですけれども、続けて申し上げたいと思うのですが、まず1点目、総合福祉会館の設備改修工事の関係ですけれども、県内の行田市にゆかりのある法人からの寄附ということのようですけれども、これは、健康増進の考えという説明だったかと思うのですけれども、高齢者福祉のためとか、もう少し細かい寄附のときの条件といいますか、こういう分野で使ってほしいとか、そういうものはあったのでしょうか、それに合致しているのでしょうかというのが1点目です。

2点目、31ページの扶助費のところですが、毎年予算決算を見ていると、扶助費の扱いというのが難しいようですけれども、住宅扶助、医療扶助の今年度の増加傾向ですとか、そうしたものを踏まえてだと思うのですが、積算根拠をもう少し詳しく教えていただき

たいと思います。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 2つご質疑をいただいたのですけれども、まず、1つ目の寄附の関係をお話しさせていただきますよろしいでしょうか。

こちらの寄附者の方のご意向というものがございまして、その方は、機能回復訓練など高齢者の健康保持増進のための活動を行う施設の改修に充ててほしいということで伺っております。そのため、健康保持増進ということで、飲食とか集会というような目的で使っている老人福祉センターではなくて、実際にそのようなことを行われている総合福祉会館の改修への寄附ということになったものでございます。

以上でございます。

○委員長 次に、吉田副参事。

○健康福祉部副参事 生活保護の扶助費についてお答えいたします。

住宅扶助費の返還ということで、今回、当初想定したより予算が不足してしまったということになりました。こちらの主な要因といたしますと、生活保護受給者が増加しておるところで、その中で住宅扶助費、家賃等がどうしても不足している状況でございます。積算に当たりましては、実績を基にやらないと駄目だということでございますので、令和4年4月から8月までの住宅扶助費の総額で1か月当たりの平均額を出させていただきまして、それを基に年間の執行見込み額を試算した結果、不足するというところで、今回の額を計上させていただいたところでございます。

続きまして、医療扶助費につきましては、なかなか予算の見立てが難しいところ、病院、また歯医者などに行く費用ですが、こちらにつきましては、前年対比で試算をさせていただきまして、令和4年4月から8月の医療扶助費と令和3年4月から8月までの医療扶助費を比較いたしますと、約17%増えているという実情があります。それを基に試算したところ、不足するというところで、この額を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員、よろしいですか。

○2番 村田委員 分かりました。

○委員長 他にございますでしょうか。

村田委員。

○2番 村田委員 もう1点ありました。

最初の委員の質問のときだったのでしょうか、例として、1人世帯の場合11万5,000円の支給、2人世帯15万9,000円の支給、これは月額ということでしょうか。

〔「所得でしょう」と言う人あり〕

○2番 村田委員 すみません。今私が申しあげました額について、もう一度ご説明いただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田副参事。

○健康福祉部副参事 生活困窮者自立支援金の支給についての条件ということでございます。

野本委員から定義ということでご質問があったかと思いますが、私のほうで言葉が足らず申し訳ございません。先ほど申しました基準額がございまして、1人世帯の方が申請された場合につきまして月11万5,000円が基準になります。2人世帯の場合につきましては15万9,000円ということでございます。ちなみに、3人世帯の場合は18万8,000円になるということで、世帯に応じて金額が上がっていくという設計になっております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第69号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第69号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 48分 休憩

午前 10時 51分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第86号について

○委員長 次に、議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

福祉課、藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第10回）についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条繰越明許費の補正は、繰越明許費を追加するものでございます。

追加する事業でございますが、2ページをお願いいたします。

2ページの表のとおり、2款1項本庁舎照明LED化改修事業以下3事業がございまして、このうち当課が所管する事業は、2つ目の3款1項総合福祉会館照明LED化改修事業でございます。

本年9月議会において可決いただきましたLED化に伴う総合福祉会館の調査測量設計委託料について、3事業一括で、去る11月21日に指名競争入札を行いました。入札者がなく不調となったことから、年度内の事業完了は困難となりました。入札を辞退した理由を指名した市内業者5社に対して事情聴取をしたところ、いずれの業者も業務繁忙であることが判明したことから、当初の移行期間約4か月を2か月延長した上で、再度指名競争入札に付すことを予定しております。この場合において、業務の移行期間が年度をまたぐことから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第86号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 これは、他のLED化工事もあって、たしかそれを1本の入札でやったと思うのですが、間違っていたら訂正をお願いしたいのですけれども、業務繁忙のため条件の移行期間で完了しないということが不調になった理由という説明をいただいているところで

すけれども、こうした調査測量設計委託業務の細かい点は私の知るところではないのですけれども、11月21日に入札してとなると、契約ができたとしても、作業に取りかけられるのは12月に入ってからかと思うと、完了検査とかありますから、3月末の作業の終了では検査に間に合わないわけで、そうすると実質3か月程度の期間で、そもそも、11月21日に入札をするということ自体が条件として非常に厳し過ぎるのではないかと、もっと早く入札にかけろべきだったのではないかと思うのですが、入札がこの時期になった理由と、私の疑念というのは、実態として、この業務だとそんなことはない、平均2か月ぐらいでできるものですか、そういうものがあれば教えていただきたいのですけれども。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

まず、本予算に関しましては、9月議会で議決いただいたものでございまして、議決日が9月29日でございました。指名競争入札に向けましては、仕様書の作成や指名業者の選考、指名業者が見積りに必要な期間等がございますので、通常7週間程度を要するというところでございますので、時期として11月21日となったことは、遅いということではないと考えております。

また、移行期間は約4か月として設定しております。

以上でございます。

○委員長 2番 村田委員。

○2番 村田委員 移行期間4か月を6か月に延ばすということですね。4か月ということは、落札できたら、11月下旬には契約を締結して、通常、3月15日とか、遅くても20日には全て検査、手続を終えていないといけないのかと思っているのですけれども、それでは業者のほうはできないということだったわけですか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 業者からしましたら、繁忙のためというお答えをいただきました。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 橋本委員。

○3番 橋本委員 今の件ですけれども、調査設計委託の入札を行って、それが決定した場合、実行はいつの予定だったのでしょうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 今回不調に終わった件ではなくて、再度行う場合の。

○3番 橋本委員 不調ではなくて、業者が決まって、調査が済んだ後に新たにまた業者選定を済ませたとき、いつ工事に入る予定だったかというところまで決まっているかどうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 こちらは、あくまで設計の委託でございますので、今度行った場合の計算ということではないです。

○委員長 3番 橋本委員。

○3番 橋本委員 ですから、長期的なビジョンというか、計画としていつまでに終わらせたいのかということが決まっていますか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えします。

落札者がいた場合には、今年度中に設計業務が完了し、来年度、LED化工事を発注する予定でございました。計画どおり進めば、おおむね令和6年2月頃にLED化が見込まれたところでございます。これによって5か月ほどずれるということが見込まれております。

以上でございます。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第86号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第86号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で当委員会に委託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。当委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましてはご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員長報告の読み合わせにつきましては、最終日、12月20日午前8時40分から第2委員会室で行いますので、委員各位は時間までにご参集願います。

△閉会の宣告

○委員長　以上をもって健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。

午前　11時　01分　閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 梁 瀬 里 司